

用人へ願ふべきや又町奉行まで願出づべきやといふ源
 七聞きで當今政道正しければ一通り願出るとても中々容
 易に聽届けらるべから老依て一應願書と町奉行へ差出し
 置きふるうにて月光院附の老中へ取り詞と添えて賞
 ひなバ万事首尾よく相調ふよ相違あるべしといふ善六
 此儀然るべしとて同意し幸ひ手筋あれバ奥醫師奥山交竹
 院とかふらひ此手より女中向を拵ふべしとて交竹院のも
 とへ至り此事をよのみ唐織の羽織二巻よ裏地と添え其妻
 への紅縮緬糸小縫の小袖四よ裏綿を添え又其子への進
 物代として金百兩を贈れり交竹院承知して我らいかやう
 よも骨折りで女中への取次ぎやとべしといふ又源七の手
 より小普請方金井六左衛門のもとへ樽代金百兩とおくり

取成の事を頼みけりその頃月光院の附女中にて表年寄を
 つとむる江島といふものなり抑も月光院といふの六代
 將軍徳川家宣公の侍妾にて名とおきよといひ左京局と稱
 そ即ち第三の部屋より左京局寶永六巳丑年七月三日鍋松
 君を生む是れ後に七代將軍家繼公と名乗らせらる此時左
 京局二十二歳なり正徳二年家宣公薨せられ同三年家繼公
 大將軍又任せらるるこゝにおいて同年左京局髪を切りて
 月光院と稱そ月光院は時の將軍の生母さると以て世人の
 尊敬一かゝら老其表年寄たるを以て江島の威勢も頗る
 強りりしりを交竹院の先づ此江島を説きすゝめて善六の
 願意を達せしむべしとて或る日登城のとり江島を廣敷へ
 呼出し月光院の機嫌と聞きしうへにて某懇意の町人近日

四十三

芝居見物と催しよつき某を招きよれば赴く筈よし置
けり若し見物あされさく一日忍びて出なされまじ
ぐやといふ江嶋近ごろかよむけあし久々見物もいよさず
ろねて芝居の好物あれハ忍びてまゐるべしまかし芝居の
何れの座にていよといふ交竹院聞きていづれの芝居よて
も望みの方にいよとべしといへばさらハ山村座を見物
いたしよし我ら一人にてまゐらんもいりあれば五六人
の連れを催して参るべしとて其日と約束せり此江島とい
ふの白井平右衛門の妹よて平右衛門の大坂よ於て役とつ
どめ後故有りて召放されざるものなり江島月光院よ仕へ
追々登用せられて遂に表年寄は進み月光院附の用人小
林木工介(六百石)徳本鞠負と同格よあれり當時月光院付の

女中の惣数は二百八十九人下女の分ハ千人餘あり江嶋は
これを總管する身となり重き役儀と蒙りながらとかく華
奢風流を好みければ右の交竹院の芝居行の誘ひとも異議
なく承知せしなりとす

五十三

一ハ江島の江戸の出生よて達磨三郎兵衛といふものよ
娘にて三郎兵衛の堺町なる市村竹之丞座よて看板とよ
よき狂言の言立をあして渡世とそる者なり江島幼名と
初音といひ若竹左平次といふ者の躍りの弟子とあり十
五六歳の頃より躍の師匠となりて親の看板叩きを止め
させ大坂町に住せりそのころ初音の相弟子よ小妻小橋
といふ兩人ありて城内へ召出されて躍をなしけるが兩
人より初音の事と披露せり因て城より町奉行へ沙汰と

あり町奉行より大坂町の名主へ命じ親元をえらべしに
 右の如く賤しきものなれば初音が母の主八某家の家
 仲隼人といふ二百石にて馬廻りとつとめざる者と親分
 むよのみ奉公し出しけるも初めの四季施一ヶ年十二
 反鼻紙代として金五十兩白米五人扶持と賜とりしが次
 第より昇進して遂に表年寄まで昇りしかりといへり
 うくて交竹院より江嶋芝居見物承知ありする旨柄屋善六
 方へ申通せしうり善六大は悦びは大願成就の端緒ありと
 て万事の支度をととのへ其日の坐敷の取持方に中村清
 五郎といふものを頼めり此清五郎の近き頃まで歌舞伎役
 者なりしが今は作者となりて期間半分のものありさて正
 徳三年四月二十五日木挽町六丁目なる山村長太夫座の機

敷と八間借り切て上四間に釣翠簾とかけ後の方へ幕と打
 廻し下の四間へは幕のみと打ち金屏風と引廻しそべて美
 々しく飾立たり
 此頃の機敷へ釣簾と懸け幕をうつ事構ひありしが此
 江島の騒動より右を禁せられしといふ
 芝居の仕出しは藤屋又五郎といふ茶屋より付葉子は用
 達飯田町虎屋より取寄せ表向は奥山交竹院の振舞ありと
 稱それども其實の柄屋善六金銀の入用といとは是して前
 日より用意とすなしりけるかくて其日の早朝より江島
 の用よかこつけて城を出で日ごろ睦まじき女中櫻井岡田
 かうんお梅の五人を伴ひ駕籠にて忍びて山村座へ至りけ
 れば交竹院いそぎ機敷へ請じ入れ供の者よ別よ機敷三

間とりて是れをも厚く廻應せり扱其時の狂言の花館愛護
 櫻よて彼の二代目市川團十郎始めて助六をつとめし時に
 て古今珍らしき大當なりまゐる又其日の上客さる江島何
 う面白からぬ顔色よて折々欠びなどせしかば中村清五郎
 これを見てとり源七よ向ひは客の内よ退屈の方あるやう
 よ見受けさり肴の内よ心付あるべしといへば源七うほど
 迄よ數よ尽して接遇よ尙ほ肴よ心付けよといいかあると
 ぞといふ清五郎笑つて召上らる肴不足あるまじは酒
 の相手のとありといふ源七心得て交竹院と招きは遠慮を
 くは役者どもを棧敷へ呼寄せては酒の相手いささせべき
 やといへば交竹院よくこそ心付られとて江島よ此旨聞合
 そるにその一しほの樂みありと機嫌好き体よて答ふそれ

よりいぞぎ清五郎の樂屋へ走り行き子供の役者残らず引
 連れ來りて棧敷へ呼入れ酒の相手をなさしめ盃一ツ毎よ
 纏頭を與へければ三十五人替るよ來りて坐敷よ取持
 てりされども江島のみひとり快からぬ顔色よてあら
 せもがさといふ体なれば金井六左衛門も此日善六の招き
 よ應じて同じく此席よ居りける也急よ心付て是ハ子供
 のみななれば面白からぬ思ふあらんと思ひ清五郎と呼びて
 改めて立役とも呼寄すべしといふ清五郎心得いひぬとて
 再び樂屋へ走り行き立役の重立さる者を連れ來らんとて
 右の趣をいふよ團十郎及び生島新五郎の只今三番目の詰
 よて舞臺へ出れば参りがさしとて辭せり因て棧敷へ歸り
 て云々なりといふよ江嶋甚ぶ不興の体よてありければ交

竹院も手持あしくさらば是非なし重ねて見物のとり彼等
と召寄とべしといふ江島快からぬ答へをなし其日は快々
として歸りけり是ハ江島ウねて生嶋新五郎お思ひと掛け
居れば新五郎の出勤あし居る山村座を望み此席へも呼寄
んと思ひしに新五郎來らざりしウバ斯く不興にて歸りし
なり此生島新五郎は前名と野田藏之丞と呼び此頃流行の
丹前役者ありしといふ

新五郎此の狂言の時ふハ白酒賣新兵衛實ハ荒木左衛
門をつとめ居れり

(以下二十一編又出す)

○梅川忠兵衛の實説

「戀飛脚大和往來」といふ淨瑠璃又忠兵衛と梅川といふ者の
事を作り世よハこれを忠兵衛封切の狂言といひて持離せ
り今其實説なりとて聞けるまゝを記さむ又忠兵衛家名と
龜屋といふ父祖のときより飛脚屋と以て渡世とす忠兵衛
早く父を喪ひ母も亦つゞきて死せり妻をも迎へられど
も故有りて是れも兩三年經る後離縁となり忠兵衛今ハ
獨住よて手下女等一兩人を使ひて暮しけり忠兵衛若き
時より身持正しく假りも浮きゑることをせせ年三十餘
に及べどもいまだ嘗て青樓等又宿せしとなし依て同渡世
の者の受も甚ぶ好りき忠兵衛三十五歳の時となりし
ガ或る日渡世向の用又つき或る方へ赴きし引とめて
酒と強られし固より忠兵衛ハ下戸なれば大又酔ひ足元

もまどろみて、辭して歸りけるが北の新地と通り抜けしと
 り誤て鼻紙袋と取落せり忠兵衛心附うまして歩み行く後
 よりやよ先へ行きませす君まばし待ちまへ鼻紙袋の落て
 侍るなりとていそぐとしく駈來りてこれと渡す忠兵衛此
 鼻紙袋よの大切なる証文入れ置きされば大よおどろき醉
 む忽ち醒めて厚く禮を述べ其人を見れば藝子風なり忠兵
 衛は深切のほど最と有りがさし明日改めては禮よ參らん
 と存すれば名と聞かせまはれといふ藝子打笑ひて是
 の真面目なるは詞かあいうでは禮よの及ぶべき妾の此の
 北の新地なる榎屋の藝子梅川とやすものよて侍べりとて
 別れて足早又行過ぎぬ忠兵衛家又歸る後つく思ふよ
 すべて藝子遊女などいふ者の薄情よて人の難儀などよ

願みまど聞きつるよさるよても今日梅川とやらんが深切
 世も得がふしもし彼の証文と失ひなば我が身の大難お
 り大難を救はれし禮となさんさめ明日彼者の方へ尋ね行
 くべしとて其夜は寐ねぬかくて翌日朝のほどより行んと
 思へども折悪く用の落合て其日も燈點し頃まなりぬ日の
 暮るよとも日延てのあしりなんとて北の新地へ赴き榎
 屋と訪ひ梅川に逢ひさしといふ主の婦人立出て梅川は今
 近き邊へ出行きされば問もなく立歸るべし暫く待せま
 へといふ忠兵衛さらばとて上りしが只ぞ待居らんも主へ
 氣の毒なりと思ひ酒一つ出してまはれといふ頓て酒も
 出る頃梅川立歸りて忠兵衛又面會す忠兵衛昨日の禮を述
 べ聊うなれども心むりの印なりとて紙又包みさる金を

四十四

取出す梅川押戻してうゝる物受けんとて爲せし業もあら
まゝを招ぎよまはれといふ忠兵衛種々にすゝむれども梅川
遂も受けざりき忠兵衛其の廉潔なるも感じてうゝる女と
親まばいりか嬉しうらんと思ひければさらば強て
はアさじ其替り今宵は此所まで遊びよまへとて更も肴と
命に夜更くるまで梅川と語りしが梅川も忠兵衛の正直さ
るを必悪からず思ひければ互ひも打解けて遂も深き中と
ぞなりよける此夜をはじめとして忠兵衛の深く梅川を戀
ひ夜毎も北の新地へ赴けバ梅川も亦も一夜逢はねバ心よ
かゝりて文して呼ぶも常の如くなりき忠兵衛固より巨萬
の金を積む身もあらねバいりて遊里の入費の長く續くべ

五十四

き忽ち有金と遣ひ尽して今は諸所も借財も出来けりこゝ
も忠兵衛の叔父も丹後屋八左衛門といふ者あり心ざま正
直の者ありしが忠兵衛此のもとも至りて二三度金を借
りぬ最後も借りよる金は八左衛門據るあき金なれども忠
兵衛の明日までといふも任せて貸せしなるが翌日は疾く
過ぎ二三日もあれども忠兵衛返さぬ八左衛門日ごる正し
き男がいうあればかゝるらんと訝りて忠兵衛の近日の行
状を問合も先づ頃より藪子も溺れてかくの如くなり
いふ八左衛門大に怒りていそぎ忠兵衛の許へいさり不約
束と身持との事と責む忠兵衛その聞誤りなりとて種々も
陳すれども八左衛門聞かずかゝる不所存の者も金子立替
は思ひもよらず明日までに屹度持來れよ然らば速も一

族親類を集めて相談よ及ぶべしとて厳しく言置て歸りぬ
 忠兵衛跡よてつらく思ふよ叔父の怒れるも至極尤なり
 いかよもして彼金を返し此身の落度とも詫びをやと工夫
 と廻らせども金の出来べき心當なし偶と昨日西國ある某
 家より江戸へ送らるべき封印金二百五十兩と預り置きよ
 るよ心附きて彼金は飛脚よて江戸へ下さるよあれども暫
 らく彼金と遣ひ置き速よ外方より融通してこれを以て償
 ひなばよ日數のおくるよのみにて後日よ知るよとある
 まじと思ひ込みければ直よ其金を取出し封印を切り内二
 百兩を叔父のものとへ持行きやねて借用の金子返濟よ及ぶ
 ありとて渡し其身の放埒は全く叔父の聞き誤りありとい
 ひければ固より正直ある八左衛門あるゆゑかく速よ金の

整ふを見ればさてい身持放埒とい我が聞き誤てるなりと
 思ひ受納めて忠兵衛と歸しぬ忠兵衛封印の残り五十兩を
 持て又も梅川のもとへ至り遊びしが是れも數日と經るう
 ちに忽ち遣尽しけりりくて忠兵衛彼封印金を償はんと心
 よ思はざるよあらねども外の借財よ追はれ中よ手の及
 ぶべき暇なく料らず數月とそこのまよ打過ぎぬ江戸よてい
 金の到着せざるよ怪み西國へ書狀よ以て問合せらるよよ
 疾く其金の飛脚へ出しよりの答へあり扱は道中筋の飛
 脚屋よとて段々人よ以て尋ねよ忠兵衛の封印切りし事
 顯はれより因て右の趣町奉行へ届けとあり町奉行よりの
 直よ忠兵衛を召捕へ獄屋へ入れ追々吟味よあそよ忠兵衛
 包むよ由さく事落なく白狀しけりよかざるよ寶永七寅年忠

八十四 兵衛半死せり親類一族官も請ひて死骸と申受け北橋寺
 助傳光寺又葬り法名を頼覺利達信士といふ梅川は其時二
 十四歳ありしと云右のことと淨瑠璃又作りし正徳二年
 (梅川) 忠兵衛 冥途飛脚と題して興行せしが始めあり其後安永二
 年十二月管專助傾城戀飛脚と作りしが大當りよて是より
 兩人の名のまそく高くなりしといふ

明治十五年一月六日出版御届 (十五錢)
 同 年二月十一日發行

編輯人 新潟縣平民 松村操

出版人 東京府平民 望月誠

發兌元 東京南鍋町一丁目七番地 鬼屋誠

大賣捌所 大坂唐物町三丁目五番地 同支店

同 東京三嶋町 山中市兵衛

寶事潭 ものおきり

廿 壹 篇

- 盲景清の實説 めくらかげきよ
- 崇禪寺馬場敵討の實説 そうぜんじばばかたてうち
- 宇都宮釣天井の實説 うつみやつりてんせい (二十編の續稿)
- 江島の實説 えじま (同)
- 曾我十郎五郎の實説 そがじゅうらごろう (同終り)
- 先代萩の實説 せんだいほぎ (十九編の續稿)
- 忠臣藏の實説の内 ちゆうしんざう 千崎彌五郎 せんさきやごろう
- 渡邊綱羅城門の實説 わたなべのつな
- お夏清十郎の實説 おなつせいじゅうらう

Handwritten text in Arabic script, possibly a signature or a name, located on the right page of the manuscript. The text is arranged vertically and includes a large, stylized character at the bottom.

○盲景清の實説

上總七郎兵衛藤原景清の事につきてハ俗傳甚多しされど
 も例の偽説のみ多ければ今其一二を辨せん
 先に先づ稗史な
 どに景清復讐の志を得ずして日向へ赴き盲人となりて死
 せしよ一いへるは甚しき不稽の説にして平氏の滅後景清
 一時逃れしが平知忠の兵を法性寺に擧に及び往てこれに
 属し知忠敗軍の後又亡走りしかども勢尽きて鎌倉へ降参
 せり因て頼朝和田義盛に命して其家に拘へしめしに景清
 傲岸無禮ありしかば義盛堪ふる能はずしてこれを辭せり
 因て又八田知家の許に移し置きけるに居ると一年ばかり
 一なりしが景清遂に食せずしてゑゑに死せり鎌倉にて死せ

二 景清がいかに日向にて身を終ふべき其妄亦た酷しといふべし又景清盲目にありしといふと正しき書に見當らず是の彼の上總五郎兵衛尉忠光が事を撮合せて作りし説あるべし忠光が事は平家物語東鑑等に見えて宗盛滅ぶるの後忠光脱走して久しく俗間に匿れしが建久三年頼朝永福寺を鎌倉に建立するにあたり忠光左の目に魚の鱗を嵌め盲人の真似して人夫の中に雜り居てひろかよひ首を以て頼朝と刺さんと謀りけるに頼朝作事の場に至り忠光の形貌を怪し左右に命じて捕へしむ因て頼朝其状を詰るよ忠光のいはく我は上総五郎兵衛尉あり舊主の爲に鱗を報せんとするの事忠光執へらるゝの日より口氷敷を斷つてと月餘頼朝遂にあれを斬りし由を記せり此忠光は藤原忠

清の第二子にして景清の兄あればやがて此事を景清に取倣し右の魚鱗を目に嵌めしを附會して盲目になりしとは作りあせしなるべし又俗説景清日向に匿るゝの後琵琶法師となれり替者の琵琶にやはせて平家を誦るとは景清より始まるといひてこの事を演劇等にも仕組めて琵琶の景清と唱へて持説せり是もまゝ偽説あるとは固より言ふを待たざるもあるが其本として作れるは彼の高漸離が故事を襲ひしなり高漸離が燕の太子丹がために仇を報はんと欲し筑を撃つを名として秦始皇に送らしに始皇はれを知り其目をふすべて盲目とあらしめ筑を撃たしむ高漸離筑を擧て始皇を扑つに中らず遂に斬られしと史記の刺客傳に見ゆ筑は樂器にて形瑟に似たりといふ(和名箏也)

四
らずあれを景清の復讐の事に作りてその目をふすべらる
とといふを景清自から目子を抉れりと作り換へ筑を琵琶
にかへたるあるべし景清平家を語りしといふよしは臥雲
日什録に景一清一といふ琵琶法師の名人ある由を記せり
此二人は應永永享の比の座頭なり此兩人の名に景清の二
字具足したれば景清最後に琵琶法師とありつ平家をかた
りはじめしと作れるものかど或る人はいへり是も亦た然
るべしされば景清晩年盲目とあれりといふは全く虚説な
り又因に記さむに景清屋島の戦に三保谷四郎の兜の鉦を
引切りしと言ひ傳ふれども是も三保谷四郎といふものに
あらず美尾屋十郎といふ者なり鉦引の事ハ平家物語に見
えて此日の戦に景清岸に登りて美尾屋十郎と接戦せしに

十郎退きしかば景清逐ひかけ左の手に長刀を挟み右の手に
兜を捉へ引きしかば首と手との力にて遂に其鉦と斷り
しよじ記せり是は事跡は俗傳と同じけれども名の異なれ
ば筆の序にゆさゝか記し置きつ尙ほ景清の本傳は源平盛
衰記平家物語等に見えたれば今これを掲げず

○崇禪寺馬場敵討の實説

崇禪寺馬場にて遠藤兄弟仇討の事は演戯にてもものし小
説等も作りあり今其實説を記さむに兄弟は返討又逢ひ
しにわらず合討にてありしあり彼の生田傳八郎は武術に
すぐれてさまて卑怯ある武士にてもなかりしが遺恨有り
五
て郡山の家人遠藤宗右衛門を討取り大坂へいたりて谷町

六に住める弓師丹波といふもの、食客となりて居けり其頃
劍法柔術をはげむ武士傳八郎が弟子となるもの多かりし
かバ丹波の家にては間狭なりとて丹波常に悪意にする曾
根崎新地の青樓花屋某が離坐敷を借受け傳八郎を移し入
れ武藝の稽古場となしぬ此花屋の主某は一兩年前に死去
して今は後家と娘二人あり二人ともに勤めに出せしが姉
は病身にて藝者を休ませ妹は舞子にて最負の客多し其外
一兩人の抱女郎も有りて相應に暮しけれども主人死して
より離坐敷は茶室の好みに建しまゝ空しく明家同前あれ
ば丹波が引受にて傳八郎には貸せしなり傳八郎ますく
門人も増し豊に月日を送りけるうち裏と表の事あれば病
身の姉を傳八郎の方に客あどの來るときには頼み來りて

茶の給仕るどに出せしが縁とありていつしか兩人割なき
中となり遂に懐妊しけり母はほゞこれを知りたれども多
くの門人に尊敬せられ富めるにはあらねども暮し方に不
自由もなければ幸ひの事になして娘の心のまに／＼な
置きぬ志あるに郡山にて傳八郎のため殺されし遠藤宗
右衛門の敵を討たんとて遠藤治右衛門同喜八郎の兄弟傳
八郎の行方を尋ね大坂へ來りしと或る日傳八郎門人に誘
はれ生玉邊へ趣きし途中にて料らず治右衛門に出逢り
治右衛門名乗りかけて敵を討んといひけれども傍に門人
も數多附添え居るとあれバ段々と言ひあだめ明後日北中
島崇禪寺にて勝負を決すべしと約して別れぬ跡にて門人
七口々に其仔細を尋ねけるゆゑ傳八郎も是非あく郡山よて

八の事共を物語りけるに若年の門人ら血氣にまかせて郎の手を下ろさるゝよおよばず我々が討取んとて進むを傳八郎かくてハ我卑怯に似たりとかく我らの心にあれハ早まらるべからずと説き諭して曾根崎へ歸りぬさて遠藤兄弟は石町又旅宿してありければ其日治右衛門貸坐敷へ歸りて弟喜八郎に敵に出逢ひし事を語り約束の日遅しと待ちわびけりかくて當日崇禎寺馬場へ行き兄弟共々にて見めぐれども傳八郎は來り居らずさらハ一時の甘言を以て我々を欺きしものあらんいて曾根崎へ出向き有無の返答を聞くべしとていろぎかねて聞置きつる丹波の方へいたりて催促す丹波の方へは疾くより傳八郎の書狀届きありて今日にもだしがたき用向出來いたしたれば明日相違なく

彼所に於て勝負を決すべしとの文言にて兄弟への宛名ありさてころ優曇華を見しに勝れる心地あれ明日はいかて敵をのがすべきやとて兄弟諸ども小躍して其夜の明くるを待ちわび曉を冒して旅宿を立出て長柄の渡場として行きけりさて傳八郎の期日を延せし故は門人ら勝負の事を聞きて面白きとにおもひ且つは後學の爲ありとて其場へ同道せんとを請ふ傳八郎兄弟二人を相手とせんに多勢の門人を連行んは耻辱ありといひて断れども門人ら聴かず此の評議のために時を移せしゆ途に期日を一日延したるありされども門人ら強て其場へ同伴せんを望み論せども歸らざるものもありければ傳八郎かくまでやさるゝに九於てハ是非あし各々の意にまかすべしとて承知しければ

十一 一回大に勇まて翌朝傳八郎の後に從ひ崇禪寺馬場をさして予赴きける
(以下二十二編に出す)

○宇都宮釣天井の實説

(二十編の續稿)

元和八年四月十七日は家康公の七回忌たるにつき秀忠公下野に赴き日光山へ參拜あるべしとて用意あり是れ將軍家日光社參の始めあり本多上野介これを聞きおもひけるは我が日ごろ望むとあるの時節到來せりも此の時を過しあは何時かは本望を遂ぐべき幸ひなるかな我が本城とる宇都宮の將軍の旅宿あれば謀を以てひろかに失ふべしとて其計畫を案ぜしが屹度思ひつきとありて日頃召使ふところの大工二人を呼て汝らに中附る一儀あれば

他言すまじといふ神文を認むべしといふ二人は何事かは知らざれども城主の命あれば一議にも及ばず神文をいはるゝまゝと書きて差出せり上野介満足なりとて神文を取納めさてひろかにいひけるは汝らに今かく神文とかいせたるは一大事を頼みとしと思ふによりてあり其故は此度秀忠公日光社參につき當城へ一宿せらるゝなれば城中の普請を始むるあり右につき湯殿を新々に造らんと思ふが其造り方は先づ下又大石を敷き詰め四方の板を嵌めよして天井は繩にて釣置きさて相圖のときには天井のはめ板敷まで一度に落ち合ふやうに造るべし是は我大願ありてするとなれば念願成就のときよは汝ら兩人に大祿を取らすべしかまへて外へ漏らすとあかれ先づられまで當座の

褒美ありとて金銀を出して兩人に與へければ兩人は金銀に心なくれしか又は後日の大縁に望みありけるにや心安く請合ひてすべて上野介の望みの如く日ならず湯殿を造り終れりしかるに上野介の密議に參せる家人何某れもひけるは彼の大工らかゝる大事を輕々しく請合しものゝ若し他日心變りて此の企を他へ洩しあば一大事あり神文をかきしと云へども下郎は口のさかあきものなり所詮兩人を殺すこそよけれとて大工兩人を呼びて斬殺し右の趣上野介へ告げしかば上野介も大にれどろきて是は餘りに非道ある仕業ありとて嘆上けるとぞ (以下二十二編又掲ぐ)

○江島の實説

(二十編乃續き)

柄屋善六出羽屋源七は交竹院の取持にて首尾よく江島を芝居へは招きしなれども團十郎新五郎の兩人が棧敷へ來らざるより江島不興にて歸りしかば斯くては我々が望みの一儀も叶ふまじ今一度招き直し此度は兩人を首尾よく呼び寄せ江島の機嫌をとりなほすべし右にても再度我が催しといはんもいかゞあれば今度は金井六左衛門の振舞ありと言做すべしとて六左衛門の許へゆき右の趣を頼まけるに六左衛門速に承知して兩人を歸せりかくて六左衛門折を見合せ江島に面會して過日は何か御心に叶はざるとのありて同道せし某も最と氣の毒に存ずるあり就ては某近日催主となりて今一度見物をあさんと思ふあり思召あらば御出はあるましくやといふ江島聞きてるは願ふ

ともろにて侍り奥をばいかにも拵らへて出すべしといふ六左衛門最とかさしけるし芝居は何れの座をといへば矢張り山村長太夫の芝居望まありといふ六左衛門其日を約束して立別れ願て右の趣善六の方へ予言送りける因て善六源七の兩人打寄て此度ある一大事の振舞なれ若し先達ての如く再び機嫌を損ひなば我らが願の首尾必元あし何とを術の施し方もあるべきありとかく中村清五郎は事慣れたるものなれば彼を呼びよせ相談すべしとて清五郎を招きてよき思案はあるまじきやといふ清五郎いふ先達ての不興は市川生島二人が來らざりしゆゑあり此度は二人に内實を言聞かせ屹度其席へ出すべし各々の御爲めにあるとあらばいかやうにも働くべし右に付けてい云々する

ありよけれと嘯きければ兩人大又愧び又二なきものどろ思ひけるるれより清五郎の生島新五郎のもとに至り柄屋が頼の事を語りしうへにて棧敷へ來りて酒の相手になり江島どのと心に叶ひあは我々がためのみにあらずは身の益ともあるべしといひければ新五郎は自餘の客にあらざれば城女中どのとなれば随分は詞にまかすべしとて承知せり清五郎大に喜ひ立別れて團十郎のもとに至り同じ趣をいひけるに團十郎のいはく渡世の義あればいかやうともは詞に従ふべき筈あれども此度の狂言につき拙者が牡丹丸の紋の評判全くは城女中より賜はりし義を母承り大にかあしとて親の横死を遂げたる事までを申し出し向後とも貴人高位の召さるゝとも必らず出るまどなかれ歌舞妓

役者の女に出合て身を滅しさる例勘からず母存命のうち
 の役者仲間の外に交りなすと無用ありもし此儀を背く
 に於ては今生はさて置き未來までの勘當なりと急度付
 たりまかるうへに別ては城女中となれば牡丹の紋の一
 儀もわり何とも仰に任せがさしといふ清五郎返すに詞な
 く耻ぢたる面色よて歸り去れり
 此牡丹の紋といふは彼の助六の衣裳の紋のとあり此被
 物の江嶋等よりひろかに團十郎に贈りしきものま、狂
 言衣裳に用ゐしと見えさう(今も助六の衣裳に牡丹の
 紋を用う蓋しこれと襲ふあり)まかるに元此着物の大夫
 人より江嶋等が拜領せしものなるを事の前後をも辨へ
 ずして俳優に贈りしあるべし此時の大夫人は近衛家

の息女あれは牡丹は彼家の定紋あり

ろれより清五郎は是非あく三升屋助十郎あどのもとを馳
 廻りて色よき立役二三人を頼みしに何れも承知せしかば
 清五郎此うへへ太夫元長太夫をかよらふべしとて頼て山
 村の許へゆき委細の事を物語れり其頃長太夫は尙ほ壯年
 にて父は隠居して友碩といふ友碩の先妻と新五郎の先妻
 とは姉妹あり又友碩の娘は幼少の時より町奉行何某へ奉
 公して深く寵愛せられしかば長太夫の妹の縁により町奉
 行の威勢を借りて勢ひ殊に熾んあれば尙ほ此上は然るべ
 き山事を見立て金銀を儲け長者にもあるべきと心掛け居
 ざるをりあるゆゑ清五郎の詞を聞きて大に悦び新五郎が
 江嶋の心にさへ叶ひなば月光院へ取入り表向に町奉行

といふ慥ある後見ありいかある大望とても叶はざるとわ
 るまじと思ひ清五郎と相談して己れの居室の芝居小屋の
 隣なれば棧敷の行わたりより二階へ行通ふべき忍道を拵
 へ此所よりは江嶋を長太夫の家へ忍ばすべき仕掛を不
 しにける去程に其期日にいさり江嶋は櫻井其外を伴ひ忍
 びやかに城を出て山村座へ來りければ其日の催主ある六
 左衛門并に交竹院善六源七等待受けて棧敷へ案内し例の
 釣簾の内にて見物せり折を見合せ交竹院善六を江嶋に引
 合せてこれハ淺草諏訪町に住む柄屋善六といふものなり
 先達て我らが亭主分となり又今日六左衛門を頼めて催主
 とあせしも實は此善六が振舞なりといふハ江嶋さてハ然
 なりしか度々の馳走過分なりとて盃とさしけれハ善六有

りがさき御詞ありとて受くるを見て懐中より沈香の服紗
 包を取出して當座の引出ありとて與へけり善六は首尾充
 分なりとて退きしがそれより三條助太郎玉澤林彌等來り
 て酒の相手をなしハが願て新五郎來りければ江嶋等は狂
 言をバ見ずして新五郎を取まき思ひくハに盃をさせり暫
 くありて新五郎交竹院に向ひ棧敷より直に太夫元の二階
 へ參るべき忍道あり是ハ折ふし貴き方様の忍びて渡らせ
 らるハとき休息の爲にかねて拵へ置きたるあり御退屈あ
 らハ暫く太夫元の方へ御出ありて休息あるべしといふ江
 嶋これを聞きてろハ一段のとあり參るべしとて櫻井を伴
 ひて立つ新五郎案内して行くに棧敷の行あさり三尺の
 忍の戸口あり新五郎戸をほどくと叩けハ友碩内に待居

りて戸を開けり兩人二階へ通り見るに七間の座敷を三ツ
 に仕切り奇麗ある座敷あり此時下より杯盤を運び長太夫
 より一盃差上げたしとて勧めければ江島又も數盃を傾け
 大に酔ひさる風情にて臥しぬ櫻井の暫らく江島どのを休
 ませやすべしとて次の間へ行けり是れ江島と新五郎との
 密會の始めなり又櫻井は瀧井半四郎といふ役者を呼び寄
 せ是れも此の二階にて密會せしといふ
 或る書又伊優をも蒸籠に入れて城内へ入れりとい記
 したれども凡る城内にて菓子入用のときハ用達へ付
 て蒸籠何程とて取寄するなればいかで右等の事のある
 べき謂れあり是は此江島の事の前に某家の未亡人故あ
 りて新五郎の弟野島大吉といふ者を長持に入れて奥へ

忍ばせたる事ありおれを誤り傳へて打混じたるものな
 るべし
 (以下二十二編に出す)

○曾我十郎五郎の實説

(曾我禪司坊の事)

(二十編のついで)

律師は河津祐泰の末子にて五郎の弟なり叔父伊藤九郎
 母又請ひてこれを養ひしが成長の後越後國久上山に赴
 き僧となり伊藤禪司と稱す祐成時致仇を復しける頃律
 師武藏の國に來り居れり工藤祐經の子犬坊丸又頼朝に
 請ひて律師をも斬るべしといひしかば頼朝郎黨に命
 てこれを捕へしめらる郎黨律師の居りける寺に來りて
 君の詞あり鎌倉へ參られよといふ律師開きて弓取りの

子が我が家を棄て他の親も附くとあるべからず我を祐
 泰の子ありと思はれ召捕らるゝと本望ありされども同
 じく死ぬる命あれば兄弟三人枕を並べて死なばいか
 人目も嬉しからまし今さら後悔すれども叶はずとい
 ろぎ佛前に至り刀を抜き左手の脇へ突立て右手へ引廻
 さんどす同宿の僧大におどろきこれはいかにと取附て
 止めければ退き候へ人手にかゝらんよりは潔く自害し
 て死しゆさんといふされども人々聴かず強て押へける
 ところへ郎黨走り來りて上意黙しがたければ渡されよ
 どて受取り檻又載せて鎌倉へ連れ至れり頼朝召見して
 和僧は河津三郎が子かと尋ねられればいかにも伊藤
 入道が孫なりと答ふ頼朝兄共が敵討ちたるをば知らざ

りしやといはるゝに律師兄共より此事をば知らせざり
 きもしも斯くと知せ越しあばいかで一腹の兄弟が親の
 敵討ちたんどいふに同意せざる者の候べき我も共に討ち
 入り候ひあんものをといふ頼朝汝が顔を禿るに我れよ
 意趣を含む色見えたり事を尋ねんさめに召つるも疎忽
 に自害せんとせしは所存の外ありとありければ疎忽と
 は怪しき仰せかある既に御使をたまはり召捕れとの詞を
 聞きてるの用意をいたさるしやしべきわはれ兄共が
 知らせてだにいはし二人は祐經に向はせ我は一人あり
 とも君を一太刀うかひ祖父の恨みを散せんものをと
 詞を放てと言ひける頼朝汝もし命助からんと思はし次
 錦よりては宥むべしといはれければ律師打笑ひて御

たすけ渡らせよまふほどならばいかで是まで召さるべき我を試めさん御心かまさるや人によりてこそ左様の御詞はいへかしといふ頼朝此法師も兄又は劣らざる猛き者あり助けんと思はれけるに律師かさねてきても活くまじき命ありかくて存命へんもうたてしう存じしうして斬らしめられけり時又年十八あり頼朝深くおれを惜まれしといふ

○

○ 先代裁の實説 (十九編の續き)

里見十左衛門は精忠家國を愛ふるより右の如く再度書面を認め原田甲斐に託して伊達兵部少輔におくりしに兵部

少輔はあれを見て大に怒り怪しき里見が申條かあ彼このま、に打捨置かば又いかなるを言出さん料られずよろしく重刑に行ふべしとてひろかに腹心の者を會して評定しきりなれば家中の人々はこれを聞きて心安からず種々の流言止む時なしこ、に伊達家の一族に伊達安藝宗重といふ者あり定宗の第二子にて常に仁義を守るの賢人あれば此事を聞き大におどろき力を盡して十左衛門を救ひしかば十左衛門これによりて僅に禍ひを免るを得たり此時適々幕府の目附仙臺に來りければ或る人十左衛門に和殿の忠志を抱きあがらあどて目附衆には上書せられざるにやといひけるに十左衛門某もこれを思はざるにあらねども接伴人の外他人の旅館に入るをゆるされば其

事こと成なりるべからず某たがひ死しを惜おしむものにはあられども死しして
事ことの成なりらざるは我わがが耻はづるところあり因より時ときを待まちつ心得こころえ
ありと答こたへしと予その其ち後い幾いく程ほどもなく十左衛門病やまひにかゝりて
死しせり一いつ藩はんこれを惜おしまざるものなし初は初はめ十左衛門兵部少
輔すけと事ことを論ろんぜんとするにあたりて先まづ事情じやうけいを安あ藝ぎに告つげ
又また其その諫かん言げん状じやうの草くさ稿がうを遠えん藤とう平へい太た夫ふう伊い東とう七しち十じゅう郎らうに持もたせて安
藝ぎに見みせければ安あ藝ぎ十左衛門の異い見けん至し極ごく道どう理りにかゝり
此この上うえは我われも兵部少輔を諫いめんと思おもひ書しよ面めんを以もつて改か心しんの儀ぎ
を申ま送りしよ兵部少輔更さらに聽き納いれずして左さの如ごとき返へん書しよを
予われれくりける

去さる十八日の芳札殊ことに摺すり維い一尺遠路預惠入御念之段
忝存いやく彌御無事之由珍重存候御紙面之通龜千代様御

機嫌きげん克御成長大慶御同意候

一いつ當三月御手前御在所ところに遠藤平太夫伊藤七十郎兩人參
伊藤采女所より申越こゆ由よしにて里見十左衛門當春差出
し書面之寫持參其上色々口上有之ゆへ御懇ごんに御挨拶
撥はのよし被仰越こゆ趣承龜千代様御幼少にいへバ兎角
なづけ申まいやうに了簡可然しやうかんの由令承知相心得申ま當
時とき龜千代様御幼少にい得えバ御ごん爲ため之儀各へ御相談可申
覺悟かくごよい處右の御了簡にてい無な是非次第しに存ぞん子細
は當春里見十左衛門箇候書を以もつて龜千代様御爲ため之儀申
度由申まいに付奉行衆を以もつて申聞まいへど申まい右箇條は頭
書にて其品一圓聞へ兼かい處に追おつ當四月原田甲斐登
りいに十左衛門先達さきだちて相出あい箇條書に其身心入書分

ケ相出い依よて披ひ見けん甲斐口上の旨趣承届い處に或い諸
 傍輩を妬み或い愚意を虚言悪口傍に不似合仕方い遠
 山勘ケ由評定役目此度相除い儀い右十左衛門申儀を
 取上いて勘ケ由役目相改いには無い之候役儀相除い可然い
 義も去々年目付中一向に我等に度々申開い得共事差い
 延置い處に當春古田志摩奉行職被仰付評定役人勘ケ
 由一人に被成い故此節被相放い可然と存い折節今村善
 太夫罷登いりい段々了簡可有之よし申いに付相放い不
 及申いへいせも能々御吟味の上御取上ケ可然存い御心
 安存い故無遠慮如斯いにい恐惶謹言

八月廿八日

伊達兵部少輔

宗勝 判

伊達安藝殿

(以下二十二編に掲ぐ)

○忠臣藏の實説の内

千崎彌五郎

淨瑠璃じやうろうりに千崎せんさき彌五郎やごろうと作つくれるは神崎かみさき與五郎よごろうの事あり與五
 郎ごろうが父ちちは美作みさかにて某家ぼつげに仕つかへ足輕あしがると勤つとめし神崎かみさき又市またいちとい
 ふものなり後故のちのこ有ありて又市またいち浪人なみのりし同國どうこく勝間田かつまんだ領りやうなる黒出くろいで
 どいへる所ところに隠かくれ住すめり與五郎よごろうは其その嫡子ちやくしあり名なを則休のりやすと
 いふ與五郎よごろう十四歳じよっしの時ときとなりしが従弟じゆてい箕作みさく十兵衛じゆべゑとい
 へるに伴ともひて津山つやまの城下じやうか林田はやしたといふ所ところを通とほりしに其處そのところの
 町人まちびとにて腕立うでたてする彦七ひこしちといふ曲者まがあり此者このもの彼のかの十兵衛じゆべゑに
 遺恨いこんありてかねて出達しゅたつんことを待まちければ此日このひを幸さいはひに林

田の町はづれに待居けりるれとは知らず兩人連立て行く
 ところを横手より走り出て物をも言はで十兵衛が頬をふ
 かく切りつけてそのまゝ、逃去るを與五郎憎き曲者が仕業
 かる待てよと叫びあがら彦七を追かけ肩先七寸ばかり切
 込めければろのまゝ、其處に倒れざるを遂に討留め即座に
 從弟の仇を復しけり其辱さ近國へも聞えければ成人の後
 赤穂へ至りて仕をもとめけるに淺野内匠頭直に足輕に抱
 へけり志かるに與五郎武勇にすぐるゝのみにあらず文學
 よも通じ分別ある者なれば追々立身して徒日附に進む金
 五兩三人扶持よむされり與五郎に一子あり名を與三郎と
 いふ元祿の初年ころ十三歳にありしが或る日與三郎赤穂
 の城下なる蒔屋といふ海邊へ出て釣を垂れしに同トく釣

してありし近郷の庄屋の子十歳ありけるが其者の釣糸に
 與三郎が魚のかゝりし竿をからまで魚を氷に落しけり與
 三郎いたく怒りて釣竿をとりて庄屋の子をさんぐに打
 けるに其者いふ其許の糸上より流れ來て我が竿にもつれ
 されば此方より申すべき理なれ理不盡のふるまひ勘
 辨あらずと罵る與三郎過言を申す憎き奴かなといひさま
 刀を抜て切らんとす右の童心得たりとて掻くゝりて刀を
 奪ひければまた脇差をぬきて小鬘を切るを事ともせず奪
 ひたる刀にて横さまに拂ふに切先與三郎が喉にあたりろ
 のまゝ倒れ死しさりかゝりければ其父の庄屋何某大にか
 どろき右の童を連れて與三郎の父與五郎の許にいより右
 の趣を語りかゝる仕宜にて言解くべきやうあしおれによ

りて召連れ参りたればいかやうとも存分になさるべしといふ與五郎立出て右の童を見て何歳あるやと問ふ答へて十歳ありといふ與五郎妻を呼び右の童と示していふ我が子與三郎は此童には三つの年まさりといひ殊に武士の子として暗々打負くるは言はん方なき虚氣者なりかゝる者の事は思ひ切りいへと論じてさて右の庄屋にいふやう我が子には不覺者なれば是非よかよはずの悴は我れに與へよ子となして育てあば君の用にも立つべしいかにといひければ庄屋涙をろゝぎて御子息の敵とも思召さるべきに然はあくて一命を助さまふのみにあらず養子とせられんとは冥加にあまる事共ありいかやうにも御意又任すべしとて喜ぶと限りあしこゝよ於て與五郎遂に請受けて養子

となせり内匠頭此事を聞き感心して父子を召し盃井に時服等と與へられりまかるに此童養子となりし後程あく病を以て死せしと予赤穂國除かれ大石内藏助等復讐をはかるに及て内藏助かねて與五郎の義心堅固なるを知りしれバ與五郎を關東に下し吉良の動靜をうかいはしめんと思ひければひろかに與五郎を呼びて和殿江戸に下り吉良家の近き地に住居して其ありさまを窺ふべしこゝに我嘗て憂ふるところの事二ツあり一は上野介殿遠國に赴かれんと二ツに江戸なる同盟の人々血氣にまかせ事を急ぎ仕損ずべしと思ふ是れなり人々やゝもすれバ勇を恃まて敵を侮り事を起さんよとを早まれども古今仇を復するの例容易あるとにあらず和殿江戸へ下りなバ務めて同盟人

四卅

の 心 底 を よ め し 吉 良 殿 の 動 静 と 怠 り な く 注 進 せ ら る べ し
ど い ひ け れ ば 興 五 郎 こ れ を 承 知 し て 四 月 二 日 内 藏 助 に 別
れ 同 十 九 日 江 戸 に 来 り 吉 良 の 屋 敷 の は と り 本 所 相 生 町 に
住 し て 商 店 と 開 き 名 を 變 し て 美 作 屋 善 兵 衛 と い ひ 扇 を 鬻
げ り か く て 日 々 吉 良 の あ り さ ま を 窺 ひ 山 科 な る 内 藏 助 の
許 へ 通 し 又 常 に 堀 部 興 田 等 に 逢 ひ て 事 を 隠 れ り 後 内 藏 助
江 戸 に 来 る に 及 び て 屢 々 興 五 郎 の 家 に 集 り て 事 を 議 せ し
か ば 興 五 郎 人 の 疑 は ん お ど を お ろ れ て 故 さ ら に 放 蕩 無 頼
の 少 年 ら と 交 り 時 々 彼 ら を あ つ め て 酒 む と 飲 ん だ し か ば 内
藏 助 等 の 来 る 時 も 矢 張 り 彼 黨 の 者 あ ら ん と 思 ひ て 更 に 疑
ひ 怪 し む 者 も な か り し と ぞ
興 五 郎 酒 を 嗜 み 嘗 て 友 人 に 贈 れ る 書 に 我 義 に 赴 ん お と

五卅

蓬 か ら す あ れ に よ り て 再 び 其 許 達 と 酒 盛 も い 々 さ れ ま
上 く い さ て 此 頃 は 酒 の 價 殊 に 貴 し 快 く 醉 を 盡 し が た し
さ れ ど も 人 々 我 を 惠 ま る へ に よ り て い つ も 盃 を と る と
あ り 酒 の 徳 の 大 な る 天 下 に 比 る し ゐ れ を 我 が 遺 言 と し
て よ ろ し と い へ り と 予 さ れ ば 興 五 郎 淺 草 眺 望 の 詩 に
隅 田 渡 口 待 舟 休。慶 舍 繁 榮 春 稻 秋。梅 若 墳 場 似 帝 土。業 平
詠 草 唱 皇 州。龍 山 日 沒 梵 鯨 吼。牛 社 月 昇 華 表 幽。回 首 酒 旗
風 颯 々。囊 錢 空 尽 拭 涎 流。
ど あり 七 八 の 句 蓋 し 實 録 な る べ し
討 入 り の 夜 雪 い さ く 降 り け れ ば
梓 弓 は る ち か け れ へ る て の 上 の
雪 を も 花 の ふ し き と も 見 ん

と一首の和歌を詠しよりとある後水野監物の屋敷へ預けられ死を賜ふとき三十九歳なり法名を刃利教劔信士と云ふ辭世は

人はさゝいばぬ色どや恨むらん

うきよの名さへ口あしにして

と詠せり與五郎死に就くとき人にいひける我の元と輕き身分より登用せられしものなれば若し討入の夜與怯の振舞わらば諸人にも笑はれんとをわろれて力を極め其夜二人までを討留めたり今死を賜ふに及びては尙ほさら心を用うべきとありて縦容として切腹せしといふ

與五郎同盟に背きし者の事を記したる一書を著して族人に贈れり其書と名づけて絶纒自解といふ中又大野九

郎兵衛等數人の事を記せり其書今も尙ほ世に傳ふ

與五郎死せし後子なし中村勘助の子勘次郎與五郎に血筋あるを以て松平安藝守へ召出され神林勘次郎と改めて跡目を継ぎ新知三百石と賜はれりといふ

○ 渡邊綱羅城門乃實説

渡邊綱女鬼の腕を斫りしといふ事は人口に膾炙するが其元は劔の巻に見えより劔巻は本は保元物語の首巻ありしを後人私よ太平記の序目の後に附載せしよし参考太平記に見ゆ此事は古き作り物語にて固より信するに足らず其原とせしと思はるゝは日本紀畧天徳二年の條に閏七月九日一人の狂女ありて門前に於て死人の頭を取てこれを食

ふ此後往々諸門に臥すの病者生さながら食せらるる見え
 又同書安和二年の條に六月九日式部の曹司の内ある南の
 舎の庇上に女一人髪を撫て立てり是れ狐妖かと思ゆ原文
 は異字文あれども今和譯す右の天徳二年安和二年どもに
 綱ど同時代ありされば綱が女鬼の腕を斫りしといふは疑
 ひもなく右等の事を本として作り出せし小説なり今は女
 鬼などいふ怪誕不稽の事は信する人もあらざるべけれど
 も綱の一事は世よ名高く稗史演戲等にも種々に作り設け
 て兒女子の耳目にも慣れされば聊かこゝに其妄を辨トつ
 因に云ふ綱は頼光の部下に在りて驍勇を以て稱せられ
 しは世の知るところあり姓は源なりしと尊卑分脈に見
 え又貞道季武公時とにも四天王と稱せられしと劔卷

に見えたり(貞道季武並に平姓ありしと今昔物語に見え
 されども公時の姓を知らず)綱の祖父何某仕へて武藏守
 に任し父は箕田源次といふ綱幼きときより源敦の爲め
 に養はる(敦は滿仲の婿)後綱母を養ふて攝津渡邊に居り
 けるゆゑ遂に渡邊を以て氏とあせり彼の世に名高き鬼
 同丸が牛の皮を被りて市原に匿れ居り頼光をうかひ
 しを綱射てこれに中てし事は古今著聞集に見えたり其
 外綱の事稗史小説には見ゆれども例の偽説のみあれば
 信すべからず

○

○お夏清十郎の實説

世人お夏清十郎を以て情死せしものありと思ふは誤りあ

り是は彼の稗史小説及び演戲等に習然作れるゆゑに其偽
 を信じてかく思誤るに至れり今其實事を記さむに寛文年
 中播磨國姫路の旅店但馬屋何某といへるものゝ娘に夏と
 呼べるありしが手代清十郎と人知れずかたらひしをお夏
 の親早くも覺りて清十郎には何となく永の暇を遣はしお
 夏は一人娘のとなにて行々は聳を迎へ家相續をもすべき身
 むればとて嚴しく異見を加へしうへ後の慎みころ肝要な
 れどて一室に閉籠め置きしかお夏は中く男の事を忘
 れ得ずかねて清十郎と示合せしとにや或る夜ひろかに家
 を逃出て清十郎諸共に大坂さして奔りしがたちまち追手
 のものに見認められて兩人とも姫路へ引戻さるゝが其事
 官府も聞え清十郎は主人の娘を勾引せし科によりて遂に

首を刎られき事は寛文二寅年に在りしといふお夏は其後
 いたづら者との醜名消えず父母世を去りては尙更ら誰有
 て入替の世話する者なく彼れこそ欠落者のお夏あれと世
 人の笑具とありければこれを愛き事におもひて遂に住あ
 れじ姫路を去り同ト國ある片上といふ所に移り住じ茶見
 世を出して往來の旅人に足休まさするを以て家業とせし
 が始めのほどはお夏が茶とて持てはやせしも後には願
 ものさへあるく日々の烟も最と細くありゆき終に七十餘歳
 にして此處に身まかりしとある此説街に喧しくはてハ最
 も畏ききはみへも聞えたりけん其頃
 清十郎聞けあつか来てなく時鳥
 と遊ばさせたまひしと洩れ聞ぬ

西澤一風が乱脛三本鎗といへる書にお夏清十郎の事を
 記してふきりやうでも片上のお夏を見よあれこそ日本
 に名とあせし云々どあればお夏が容貌は美しくしからざ
 りしと見ゆ又同書に片上につきたりこゝかろこかど見
 る内に但馬屋と云へる書付先づ休まんと床机に腰を掛
 れば七十ばかりの老女あるほどに腰をかゝめ旅人茶を
 参れとさし出す手足くまたかの如し湯行水もゆつしと
 やらまれず頭に油つけず櫛の齒入れねば鼠の糞よひと
 しろなまの姫路のおあつとやらか老女けうさめたる顔
 ふりあげ旅人は何をいはします夫は昔くの名今更聞
 くもうらめしと少しのはづる顔さうづかの姥よりつり
 とる佛の人も世にゐる時どかしとあるを見れば一風

親しく逢ひぬる趣なり此書の印行せしは享保三年にし
 て彼の寛文二年より五十七年の後あればお夏が享年七
 十餘あること明けしさを稗史院本の作者など情死の
 体に作りあしむるより世人もこれと實ありと思ひ居る
 は最とをかし
 又寶永七年板行の吉日鏡曾我(驚水作)といふ當時の流行
 唄を集めたる書の内は
 むかひ通るは清十郎じやないかいのヨイく笠が
 よく似た管の小笠がさりといふいやらあいうりや
 サアゑいやらゑい笠がにんとてあ清十郎であらば
 いのヨイくおいせ参りはの昔清十郎かさりとい
 ゑいやらゑい

し 見えたり是にても當時世に名高き事ありしを知るべ

實事譚二十一編終

明治十五年一月六日御届
同 十五年二月十八日發行

(十五錢)

編輯人

新潟縣平民 松

村操

神田區佐久間町
二丁目十一番地

出版人

東京府平民 望

月誠

京橋區南鍋町
二丁目七番地

發兌元

東京南鍋町一丁目七番地 兎屋

誠

大賣捌所

大坂唐物町三丁目五番地 同支

店

同

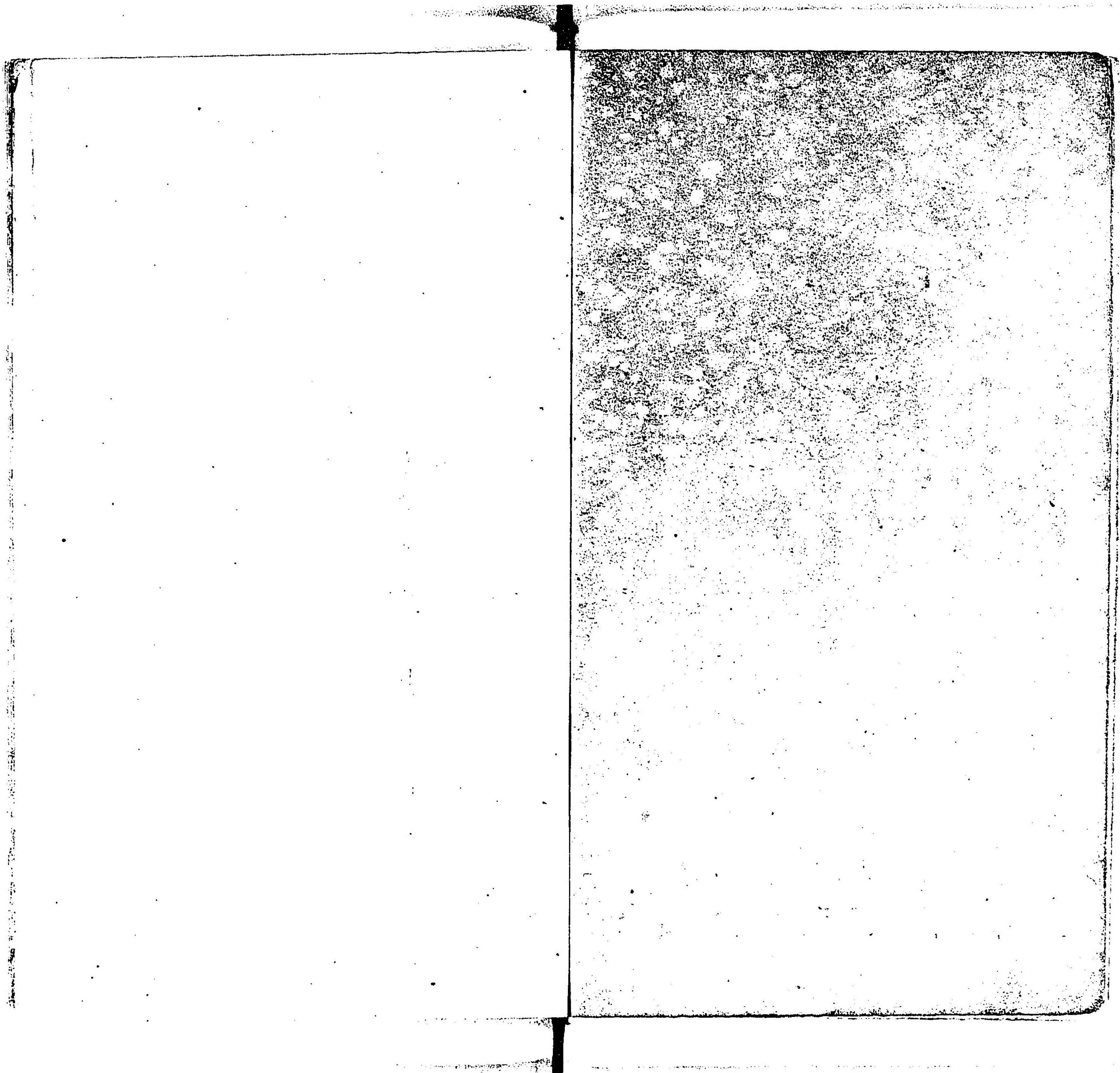
東京三島町 同

山中市兵衛

實事潭

二拾二編

- 縮屋新助みよ吉殺しの實説
- 崇禪寺馬場敵討の實説 (二十一編の續稿)
- 宇都宮釣天井の實説 (同)
- 江島の實説 (同)
- 忠臣藏の實説の内 不破數右衛門
- 加賀見山の實説 (三編の續稿)
- 左甚五郎の實説
- お千代半兵衛の實説



實事譚二十二編

○縮屋新助みよ吉殺しの實説

演戲よ作れる縮屋新助といへるの吉田甚之助又野花屋みよ吉といへるの尾花屋おみの事あり甚之助がおみのと殺せし事蹟の演戲よものそるところといふ大よ其趣と異ふすれバ今其實説と記すべし甚之助の父と吉田甚兵衛といふ甚兵衛年久しく江戸本郷五丁目に住して呉服と鬻ぎ店も繁昌せしが子三人あり長女をおみの(甚之助が殺せし藝妓の名もおみのなり混老べから老長男と甚之助二男を文二郎といふ甚兵衛偶と病まかよりて死去せしに甚之助の尙ほ幼少よして家業又暗ければとて親類相談のうへ年來一召使ひし手代何某と姉のおみに配偶せ矢張り甚兵衛と

二名乗らせて家相續あさしめぬかゞれば後家はさ々甚之助の成長を俟つのみありしと甚之助十七八歳のころより花柳の遊びを好み新吉原の娼家屋敷の遊女花扇のもとへ通ひ互ひも行末と言いはし又深川の町藝者おみの(演戯にみよ吉といふ是れなり)も馴染をかさねしが甚之助別て深くおみのと愛し深川永代寺門前町ある料理茶屋藤岡(みや)の二階よて晝夜おみのを揚詰めよして家に歸るとも稀れなれば商人の家の子にして不都合のとありとて遂又勘當の身となりぬ其ころ都下の流行として富家の子弟おど一さび一月寺の許と受けて虚無僧姿の衣裳をうざり尺八と吹きて家々の門あささむと以て其身の伊達にせし事とりされば甚之助も陽の勘當の身なれどももとより富

める家の子といひ殊よの内々よて母より厚き恵みと受くれば是れも一月寺の流し入り暫らく梵論の天蓋顔とも身ともつとみけり情此のおみのといふの幕府の表坊主伊坂長齋が弟長右衛門の娘よて故ありて深川仲町尾花屋二郎が抱へ藝者とありさるがかねて八丁堀あさり河岸に住む船宿鈴木屋熊二郎といふ情夫ありてこれと深く言かはし甚之助の所謂客よて金もる膚をもるせしおれバ今甚之助が勘當の身とありしと聞き早や金の蔓も断れさりとて手のうら反す如き不取扱ひとあし見返りさへもあさしれバ甚之助の深くも其無情と憤り無念の臍と嚙むのみさりしが屹と思案を定めけん或る日虚無僧姿よて本郷ある實家の軒端よイみつうらの様子を窺ひて義兄の居らぬ

三

四
と幸ひに母と姉とよひそり又面會して是れまでかさねし
不孝不悌の罪滅しのさめ且つ此身の修業又此度遠き國
へ旅立つ所存あれば勘當の身と願みせば暇乞又まゐりし
といふ母姉のこれと聞きて慣れぬ身の遠國へ赴らんは心
安からぬ業なりとて共に止むれども聽入れず思ひ込
る様子あれば然らむとて母の金子二十兩取出して路銀
せよとて與へれば甚之助の今又始めぬ厚恩なりとて押戴
て懷中なしそのまゝ其處を立出しが是に死する覺悟
今生の名残りにと至りしものなるべしかくて文政三年三
月十八日甚之助の以前又替らぬ商人風も復し衣服も一層
綺羅をかざりて彼の藤岡へいさり今度我ら親の勘氣解
て近きうち又家相續とする筈なればかくなりての屢々此

五
所へも來ると叶ふべからず因ておみのにも逢ひ其等の事
と談さん積りありとて例の如くおみのを呼迎へ何氣なく
酒など飲みしが順ておみのと此家の下女おことと誘ひて
木挽町の芝居茶屋梅林方より河原崎座の演戲を見物せり
此時河原崎座の狂言の大名題隅田川花御所染松本幸四郎
當地名残として殊に大入なりしよし此日もうねて言合せし
か棧敷の裏又彼の熊二郎が素知らぬ体にてイみ居て折々
おみのと隔きを甚之助が眼まかよりしが兎角するうち
其日も暮れ芝居も打出しとなりければ梅林の座敷へ歸り
來て歸路のうねて詠へ置きし常又甚之助が懇意よそる神
田花房町の船宿小松屋伊助方の雇船頭勘次が迎への船
乗り深川さして漕ぎ出せり舟中にてやう時移り既又其夜

六も四ツ時と覺しきころ甚之助つと立上り用意の懐劍抜く手も見せず薄情女め覺悟せよとおみの目掛けて突さうくるにおことい驚き何とかなしよまふよやと支へると甚之助の邪魔そなとて矢庭よ水中へ突落しおみのと組伏せ胸元數ヶ所を刺貫さければ痛手よよへぞそのまゝ息の絶えよける甚之助のこれを見て今の恨みの晴れつ我もこれより死よ就んといふより早く水中よ身と投じついで泉の客とありぬ此騒動よ勘次の周章して扱手を切て最寄の岸へおよぎ附き頼て南本郷町なる自身番所へ事の由とぞ訴へける其時の届書に左の如し

本郷四丁目家持甚兵衛妻の弟
甚之助

二十二歳

深川永代寺門前町料理茶屋
みや後見利助下女

こと

二十歳

深川仲町彦兵衛店龜二郎抱
三味線藝者

みの

十九歳

神田花房町文二郎店船宿
伊助召使水主

勘次

右の當十八日木挽町芝居見物又罷越梅林鐵之助方にて酒食致し同夜南本郷町海上にて右始末及び聲立し付町役人罷越し處屋根船右町川岸へ乗付元町より檢使相願ひ

(以下二十三編又掲ぐ)

○ 崇禪寺馬場敵討の實説 (二十一編の續稿)

生田傳八郎の門人らと從へて長柄の渡場をわたり崇禪寺馬場へ至りし遠藤兄弟もこゝまで落合ひ互ひ又姓名を名乗りて立合ひけり此時天いまぶ明やら老人影もほの暗くしておぼろに見ゆる心かりあれバ門人らの松蔭へ立忍び遠矢と以て兄弟を射てとらんとて雨の如く又放しかけ

ふり兄弟これと事ともせ老傳八郎の双方より薙刀と刀にて切りよる傳八郎双方よ受なぐし勢込で戦ひけるが木蔭より眼つぶし石瓦と投出し誰一人顔の出さねど投りけ射かけそるほど兄弟の眼へ砂や入りけむ互ひ又喜八郎も兄弟と聲とかけあがら傳八郎に切てりよる傳八郎も手疵や負ふふりけん暗くして物の黒白もわからざれども三人とも追々懸聲もかそりなり寂然として静まりける夜も明はなれあバ往來の人の眼もや立んとて門人其處此處より馳集り三人の傍へ立寄り見るよ三人とも朱又染み傳八郎の少し引別れ兄弟の骸をにとらせ負ひ重りてぞ死しよりける門人ら大又遽て傳八郎の印籠の氣附と吞せあとして介抱し兄弟の皆々打寄てといめとさ

十 身に立じ矢と抜きとりけるも兄弟も立ちし矢より反
て傳八郎の身も矢數多かりしとて門八郎の助太刀せ
んと思ひて爲せし業もて料らせ三人とも射殺せしゆ
大よおどろき虫の息をかりある傳八郎を介抱して肩も引
かけ長柄の渡場まで來りしところ川端まで傳八郎のあへ
なく息絶えたり今さら詮方あければ其まゝ傳八郎の死骸
と長柄川へ折返み互ひも後日沙汰あしよ濟さんと言合
て歸りけり程おく夜明け往來の者の目もつきければ兄弟
の年齢恰好を申出て檢使を請ひしよ意趣切ならんと
はて事濟み傳八郎の事い誰言ふ者もあければ弓師丹波も
花屋もも吟味なくそのまゝ事終れりとぞ彼の花屋の娘の
傳八郎の胤と宿し月重あるうち或る日傳八郎出行さしま

十 歸り來ず其頃噂さよ聞けば崇禎寺も二人の侍の死骸あ
りといふも驚きもしやと思ひ人と遣して死骸を見せしに
終よ見知らぬ面体なりと聞き少しの必落居けれどもい
なる故う昨日まで大勢來りし門八郎一人も來らざり家
内の者の何方へう欠落せしものならんと思ひ日を送るう
ち娘臨月來りて男子と婉み落せり小兒の健か又育ちけれ
ども娘の何かと心勞せし故もや産後又空しくなれり祖母
の乳母と雇ひて小兒を養育し彼の客人の歸らざれども殘
りある金子調度の類と皆小兒もつけ孤のとなれば一層必
と用ゐて育てしところ成長の後世も聞えざる學者となれ
りされども其身の素性と深く包みて語らざりしといふ祖
母の孫の十七歳のころ死去し又彼妹娘の勤めをあし居る

うち東國の客も親み身と引らせられるゆゑ客ともよみ江戸へ來りて終れりとぞ

右の仇討の事と淨瑠璃も作りし實曆八年三月敵討崇禎禪寺馬場と名づけ興行せしが始めなり作者の竹田小出雲竹田瀧彦なり其の後屢々仕組を改めて演せしことあり又小説本等も作りあれども例の附會の説多ければ信をべからず

(をばり)

○宇都宮釣天井の實説

(二十一編の續き)

上野介の家人も殺されし大工兩人の妻の夫の横死の事と聞き大よおどろきていうは城主の家人さればとて罪なき

者と殺す道理やあるいうにもして此の恨みと報はんとて深く歎き憤りしが所詮城主も訴へさればとて聽入れらるべきよあらむ此上の夫の殺されし趣又湯殿普請の事江戸へ注進せんとて兩人ひそか宇都宮を走り出て夜を日よ繼ぎ江戸も來りて右の事共を訴へければ奉行等の大よおどろきいかいせん騒ぐと一方あらむおどろき最早將軍の發駕ありし後されば兎や角やと評議するうち秀忠公の夫人聞込れて大よおどろき他の用事なぞらへ早打を以て右の趣と告らるゑかゝるよ秀忠公のかゝるべしとの知られを江戸と發駕して日光山も赴き家康公の法事も事なく終りければ直も歸城の路も就かせられやがて宇都宮まで來着せられしところ江戸より早打來りて書箱と

差出せしかば秀忠公何事ならんといそぎ披き見らるよ
 夫人より上野助陰謀の儀を知らせらるよ自筆の書状なり
 秀忠公大よかどろかれたれども左あらぬ体よて宇都宮の
 城へ入りて宿せられけりされども諸事用必ありて湯殿へ
 も入られ近習の士とも多く増して暫時も側を去らしめ
 られざりしうば上野介の日を巧みし事も空しくなりい
 かいのせんといそか胸中を痛めける既よ夜も深更よ
 及び随従の人々もくさびれて前後も知らぬ眠りければ時
 分をとかりて秀忠公ひそかよ起出酒井雅樂頭忠世を召し
 て江戸より正純陰謀あるよし申來れり若し注進せし者の
 偽りあるやもはうりがさしといへども斯く悠々としてあ
 らん油斷よ似たり幸ひよ人聲も静まりされば今より夜

よまぎれて江戸へ歸らんと思ふありされども此事もし上
 野介聞知らば追討せんも料りがたし依て供廻をバそのま
 うさし置きて汝と我のみにて歸るべし其用意せよとあり
 ければ雅樂頭畏みて前を立けるが程なく馬と牽來りて早
 く召されいへとぞやしける

(以下二十三編又出を)

○江島の實説 (二十一編の續き)

くくて其年も秋よなりて山村座狂言はり善光難波池と
 いふ名題よて矢田邊平よ山中平九郎本多善光よ生島新五
 郎よて仕組の面白かりしうど市川團十郎の病氣と稱して
 出ず善光の役始めの團十郎の積りありしが出勤せざるゆ

新五郎の勤めよりと或る書よ記せり是の彼の江島よ参
會すると避けて出勤をせざりしありとぞ聞こえし鬼
くそるうち霜月になり顔見世狂言と興行せしが山村座の
蓬萊山科異様 尋那須野兩柱 三番續よて稀なる大當あり此
鋪嶋千歳和歌 生嶋新五郎の三浦之助市川團十郎の上總之助をつとむ此
時役割の左の通りありしと

玉藻前 魂 上上濱崎磯五郎 ○三井行尊 立役三
横雲龍王 實惡 山科の右大將 當り男立役 早川傳五
升屋助十郎 ○三浦之助 名上丹前生嶋新五郎 ○上總之助
郎 ○三浦之助 名上丹前生嶋新五郎 ○上總之助
二代男吉市川團十郎 ○三浦次郎 實惡 富澤半三郎
○浦島太夫 親上父方吉四野宮源八 ○女房千歳 花上車
方袖岡政之助 ○娘和歌の前 若上女方中村源太郎

○上總之助女房とこよ

若上女形 松本重番 ○八坂藤

内 道上 金澤平六

(餘の原書虫をみよて分らせ)

まかるよ此時早川傳五郎の足痛よて舞臺を引き團十郎も
事よ托して尙ほ出ざりしに太夫元より百方頼み入れけれ
ハ興行半頃より一兩日出勤せりすべて其頃芝居への町奉
行の下役盜賊改役又の徒目附は小人目附等見廻りに來り
役棧敷よて暫く見物人に見渡して歸り又目明といふ者あ
りて日々芝居あどへ來り惡者を見出して捕ふるが其身の
役目なりまかるよ霜月下旬よ及びて徒目附松永彌一左衛
門は小人目附岩崎忠七の兩人山村座へ來り役棧敷へ上り
て見しところ西側の棧敷八間取て上の間四間への釣簾を
懸け下の四間への幕と打廻して見物そる一群あり兩人是

旗下の家族などの見物ならんと思ひ見物して居るうち濱崎磯五郎横雲龍王よ扮し重器を奪ひ中棧敷へ造り置きたる寶藏へかくさんとして階子を駈登るとき團十郎上總之助よて太刀と横へ素袍と着て跡より追りけ走り上るところ彼の釣簾の内より女の白き手を出して團十郎の素袍の袖とあまめかしくもとらへけるされども團十郎少しもこれよ構はせ袖と振切て上へ駈のぼり藝とぞあしさりける是よおいて見物のこれを見て一同おどろさしガ中よも口さがない者ども釣簾の内なる業晒しものよ市川のあやうりものよと呼はりつゝ彼の棧敷を指しては城じやといふこれを見よる松永岩崎兩人の城女中の忍びて見物あるまじきものにあらまかし重き役儀もつとむる女

中の身としてうゑるはしよなき振舞あるの畢竟公儀と畏れざるものあり奥女中ならん何とやそ名なるや聞といけて置くべしとて札場よ居りよる棧敷頭を呼びていりなる者の見物なりやと問ふに彼の棧敷の淺草諏訪町なる柄屋善六とやそ者の棧敷ありと答ふまうらば見物の女屋敷の町方りとよづぬるよは城女中のやうよ見受けいといふ名の聞かざるやと問へば承りやすすとといふ松永それにてよしとて棧敷頭を退りしめさて岩崎よ向ひて彼の者ども歸りいとき見届られよと命じて松永の歸りける岩崎忠七の跡よ残り其日の打出しを待ち彼女らの歸りよつけて見届けしよ二の丸へ乗物よ昇入れさり月光院の廣敷の入口よて名をよづぬるに今の乗物の表年寄江嶋どのなりとい

ふ忠七立歸りて松永彌一左衛門よりくと告ぐる彌一左衛門聞きて先ハ沙汰なしにそべしとして其日の事を濟せしとぞそべて其項目附の習ひにて大体なる事の三度まで見遣しよせしとなりと斯くて其年も程なく暮れて明くれハ正徳四年正月とありし江島より又も交竹院のもとまで芝居見物の事を言遣しけりこよハ柄屋善六のハや願ひの時分ともあれハ今一度振舞を催しふるうへ願書と差出さんとして出羽屋源七と示合せ金井六左衛門の内意と聞て願の下書をまよめ吉日と待ち居るうち交竹院より芝居見物の事と申來る是れを願ふところの幸ひありとて即ち中村清五郎よとのみて新五郎の方へ言遣し日限の同月十二日と定めける是ハ此日の江島へねて上野代參を命

じられあれハ其歸るさ立寄らんとの下心ありとぞ聞えしうくて其日よいさりければ江島早朝より城中と立出て上野を參拜し歸路乗物をいそがせて木挽町へ至りける山村座の初春狂言ハ朝夷讓免存野東海道大石會我五番續きあり棧敷よて交竹院六左衛門源七善六等とはじめ新五郎半四郎清五郎等打雜り我を忘れてさいめさわより笑語の聲場中へ響きわさりしが果ハ氣詰りなりとて釣籠を捲あげ盃の取遣などせしかハ見物の人々の狂言をを見走してさハ棧敷の方のみを見つめて罵りとよめさけり此日も彼の徒目附松永彌一左衛門ハ小人目附岩崎忠七見廻りよ來り此休と見て舊冬の顔見世ハ團十郎の素袍と引ふるとき江島といふ名まで慥又聞届るが大概のとあらハ見

通しよいさし置く心得なれども是のあまりある振舞なり
 月並の神交又血判してつとむる役人がかかる有様を見て
 の何分にも捨置かれを委細取調べてまゐるべしとてそれ
 より彼の棧敷の入口よりいさりて誰人までも面談すべしと
 いふ出羽屋源七何用なりやと出迎ふ彌一左衛門我の徒
 目附なり汝の棧敷の借主なるやといふ源七いやとよ我ら
 の借主よあらず淺草諏訪町柄屋善六が借りたる棧敷にて
 いといへばうさねて大勢の女が見ゆるが屋敷の者うと問
 ふ源七柄屋家内の者よていといひければ彌一左衛門はさ
 と白眼で町人の見物よ釣籠とくくること免なし左様よ
 ちての却つて爲めよなるまじ有体よちよべしといふ源七
 今の包むによしなくして實の城女中江島どの見物な

りといふ彌一左衛門相伴の取持ちの何人なるやと問ふ
 奥山交竹院金井六左衛門どのなりといひければ彌一左衛
 門一々又書附てゆる見物あるやう馳走せよと言捨
 て予歸りける源七の跡よて大息つきいはいはせんと善六
 又右の趣と語りければ善六聞きて何う苦しかるべき月光
 院の表年寄江島どのなり町人が機嫌をうらひ芝居見物
 と申請くるよ於て何の仔細あるべき殊も徒目附の分体
 よていかで威勢つよき江島どの事を批判すべきや必ら
 せとも心よりくるとあかれとて事もなげよ言放ちてぞ居
 たりける

前年(即ち正徳三年)の夏豊嶋平八郎(江島の弟)白井平右衛
 江島いさし芝居へ赴き新五郎と馴染みしのみよあらず

門(江島の兄)の催しよて船遊びよ出し歸るさよ新吉原へ
赴き遊女等を買ひて遊びしともありしとぞ
又交竹院江島とわけて念頃なりしよつき怪しき噂も
ありしよし右よつき或る時奥針醫師須磨良川法眼交竹
院よ向ひ貴殿事近頃ハ或る方の何とやらんよろしく思
ひよまはぬ顔色なれば引込ひべき能き圖なり先づ病氣
と稱して三四十日も引込み其上よて奉公の義病氣也
勤めがよきよし申立て引込れて然るべし奥よ長居しよ
まはよ何よ付痛みあるべしと度々異見せしうを交竹院
も尤のとありは詞の段かよけあしよて退きしが其後
良川法眼堂番の日ハ出勤せよ非番の日を撰みて大奥へ
出勤し更よ引込ひ体は見えざりけり良川法眼此事を

聞きて老人の詞よ用ひよ退付いりある事よ生せんよ嘆
せしが果して此事件よ及びしといふ
(以下三十三編よ出よ)

○忠臣蔵の寶説の内 不破數右衛門
不破數右衛門名を正種といふ舊氏の岡野なりしが出て不
破氏の養子となりて其氏よ冒せり父治太夫も赤穂又仕へ
よれども故ありて國を去れり數右衛門内匠頭の馬廻りと
なりて祿二百石を賜ひ又出て城下なる濱邊の普請奉行と
なりしよ故ありて浪人となり赤穂よ去りて江戸へ來り住
しけりされども心深く舊主よ慕ふて己ます折もあら報
效をはうらんとよ心掛居れり赤穂國除り内匠頭死を賜

門(江島の兄)の催しよて船遊びよ出し歸るさよ新吉原へ
 赴き遊女等を買ひて遊びしともありしとぞ
 又よ交竹院江島とわけて念頃なりしよつき怪しき噂も
 ありしよし右よつき或る時奥針醫師須磨良川法眼交竹
 院よ向ひ貴殿事近頃ハ或る方の何とやらんよろしく思
 ひよまはぬ顔色なれば引込ひべき能き圖なり先づ病氣
 と稱して三四十日も引込み其上よて奉公の義病氣ゆる
 勤めがさきよしや立て引込れて然るべし奥よ長居しよ
 まはよ何よ付痛みあるべしと度々異見せしうを交竹院
 も尤のとちりは詞の段かよじけあしよて退きしが其後
 良川法眼當番の日の出勤せよ非番の日を撰みて大奥へ
 出勤あし更よ引込む体は見えざりけり良川法眼此事を

聞きて老人の詞よ用ゐる追付いりある事う生せんと嘆
 せしが果して此事件よ及びしといふ
 (以下二十三編よ出そ)

○忠臣藏の實説の内 不破數右衛門
 不破數右衛門名を正種といふ舊氏の岡野なりしが出て不
 破氏の養子となりて其氏よ冒せり父治太夫も赤穂よ仕へ
 されども故ありて國を去れり數右衛門内匠頭の馬廻りと
 なりて祿二百石を賜ひ又出て城下なる濱邊の普請奉行と
 なりしよ故ありて浪人となり赤穂よ去りて江戸へ來り住
 しけりされども心深く舊主よ慕ふて已まず折もあら報
 效をはうらんとよ心掛居れり赤穂國除りれ内匠頭死を賜

ふよ及びて治大夫内藏助が守城の謀ありと聞て舊友井關
 徳兵衛とよも赤穂へ赴き共々城を守らんと請ふ内蔵助
 その志の感ざるも餘りありといへども此度の事の敢へて
 幕府に叛くよあらば臣さるの道を盡さんとぞるなればい
 うで浪人と加ふべきとて聴きし數右衛門も江戸に在りて
 變を聞き歎き哀むこと一方ならば今より後我何をうれし
 とて涙をそよげり
 一説に數右衛門變と聞きて江戸より赤穂へ馳至り籠城
 の一人よ加はらんとを請へりといへりいりいりや
 或る日途中にて磯貝十郎左衛門へ行逢ひけるよ十郎左衛
 門いふ先君和殿が浪人せしを深く惜まれその事と談ざる
 ことに歎きよまへり和殿も亦よ先君の事を思ふやいや

と問ひければ數右衛門我浪人そといへどもいうで君恩を
 忘るべきやせめての墓と拜禮せんと思へども一旦勘氣
 を蒙りよる身あれば是れも叶はば無念のいりなりとい
 ふ十郎左衛門生前のたまはば墓を拜せんとあしうるまじ
 とてそれより共々泉岳寺へいりて内匠頭の墓を拜せし
 む數右衛門物とも言とせひよそら涙に咽びければ十郎左
 衛門其義心の堅きよ感じてひそくに復讐の謀あると告
 げよる依て數右衛門大に悦びいろぎ山科よ赴き内藏助お
 逢ひて某不幸よして君の勘氣を蒙りよりといへども再び
 功よ立て免と願はんと心ガけしよ料らば先君死と賜は
 りよまひ此事も空しくなれりひそかに聞くよ諸士復讐の
 志しありとのとあはれ某が不肖を棄てて一列の數よ加へ

たまへまからんに本望と遂げし後死して泉下にて君よ
 罪と謝をべしといふ内藏助我れもとより邊の忠義も厚
 きを知るといへどもいせんは邊一さび先君より暇を
 賜はりさる身よて先君已ま死しさまへバ我今勘氣免の
 仰せを蒙るべきところかしといへバ數右衛門涙を流して
 其身の不幸と歎せり内藏助其志と憐みてさらば某近々
 江戸へ下向する筈なれば其時泉岳寺へいより墓前にて尊
 靈へ申請ふべしといひければ數右衛門喜色面あらはれ
 けりその後内藏助江戸へ下りしとき數右衛門を同道して
 泉岳寺へ赴き内匠頭の墓前よて數右衛門の願ひの趣と申
 述べかくてい君の免ありしよ同じ今より後の元の家人
 の心得よて居られよと言ければ數右衛門かよじけあきよ

しいひて退きけりうくて數右衛門同盟の一人となり假り
 又姓名を變じて松井仁太夫と稱して仇家の動静とらう
 ひしが討入の夜も人々とくもまそぐれさる倒さして傷を
 も蒙りけるが上野介の家人中よ一人猛き者ありて比類な
 く取ひしを數右衛門それと渡り合ひて遂よこれを討取れ
 り翌日泉岳寺へ引取るあ及びて數右衛門の刀を見るよ刃
 皆あこぼれ居りければ人々その働きのはげしうりしよ驚
 きしといふ數右衛門松平隱岐守の屋敷へ預けられ死せる
 時三十四歳あり法名と刀觀祖劍信士といふ
 數右衛門の嫡男と大次郎といふ後松平安藏守よ忍出さ
 れ四百石と賜はれり大次郎父の死せしとき僅よ六歳さ
 りしといふ

討入うりいりの夜よ數右衛門ひ表門おもて口ぐち一番手いっばんてありて太刀組たちあり
しと今いま因よ討入うりいりの時ときの隊たい伍ごの組くみ立たを左ひだりに配しるせ
表門おもてと追手おぼてと定まむ

大將だいしやう

惣勢そうせい二十四人

大石内藏助おおいしの内蔵助
一番手いっばんて

太刀組たち

堀部安兵衛

大高源吾

矢頭右衛門七

不破數右衛門

鎗組やり

勝田新左衛門

吉田澤右衛門

武林只

七

弓組ゆみ

千馬三郎兵衛

富森助右衛門

岡野金

右衛門

太刀組たち

小野内重内

間喜兵衛

早水藤左衛門

二番手にばんて

太刀組たち

間重次郎

磯貝十郎左衛門

杉野十丞

次 倉橋傳助

鎗組やり

堀部彌兵衛

前原伊助

木村岡右衛門

弓組ゆみ

原總右衛門 矢田五郎右衛門 寺坂吉
右衛門 但し是の屋根よて射たるよし門
裏門を搦手と定む

大將

大石主税 惣勢二十三人 (一) 書よ大將の片岡

源五右衛門よて主税の一番目太刀組なりしよし記

せり)

一番手

太刀組

片岡源五右衛門 岡島八十右衛門 潮

田又之丞 赤垣源藏

鎗組

間新六郎 奥田孫太夫 近松勘六

弓組

菅谷半之丞 具賀彌左衛門 神崎與五

郎

太刀組

三村治郎右衛門 横川勘平 茅野和助

二番手

太刀組

村松三太夫 間瀬孫九郎 奥田定右衛

門

鎗組

小野寺幸右衛門 中村勘助 大石瀬左

欠

MISSING

けや参りい半とそんじり左よふと思召はむ乍本
 ノマ、よろしく取計見ぐるしく無様も仰付られ可
 被下いわけて中上い文庫の内よ十四五色小道ぐはさ
 い夫くは見分かさみに遣可被下い此内よ残し置
 し妙養院様はあがらへの内被下い所の地藏様とかみ
 包とのほと様へは上被遊可被下い九重のほ守懐中
 鏡朝夕は前へ出い度々よ私かげを移しりは逢被遊
 いと思召は覽被下い様よかあらずく頼上いまるく
 三五郎への殿様より戴い香合はな紙袋遣しすいお
 みやへも殿様方戴り髪さし子安貝遣しり成佛の
 後姉と思ひ出しくれい様よ被遣可被下い下谷ほおむ
 様初仁右衛門様半次殿おるよどの其外皆々はのいみ

かよりい半とぞんじりまよ仰被遣可被下い其折か
 らの妙くわん様へ此観音様ほ上可被下いいち様へ
 もわより殿へも何なりとも少くは上可被下い本所
 の乳母へも此金袋封のまよ被遣可被下い私よふ生の
 ころよりやういくにあづりり此此外何ぞ垢付い
 物遣し度い得共俄の事故よつへ斗被遣可被下い是さ
 へ道の程いりと思ひ案じりわけてうあしき乳
 母の事よはさい今みるやうと思われい其外どなよへ
 もは暇乞残りのふ頼上いよつもかよふの事との夢お
 もまらだ文は覽被遊いは初て承り無くをどるき
 入い半とそんじり年月の内念頃よいさわり暮いま
 うよくくは仰可被下いりあらずくも此末とても

欠

MISSING

なうりければ右の宗心其家と嗣ぎ其後世々京都なる今出
 川寺町に住みよるよしまゝるを後の人飛弾の内匠と左甚
 五郎と打混じて思ふも多し又講談師あといふものよ此
 事と種々又附會して喋々しく語り出るも最とをかしきと
 あり抑も飛弾の内匠といへる一人の名もあらむ往昔飛
 弾よの良き木匠ありて諸國へも出て其地の人々の頼みよ
 よりて神社佛閣など造りしが其伎の他の木匠どもよりの
 造りよ優れよるより後までも飛弾の内匠が遺作なりとて
 人々も賞するなりこれと一人の名なりと思ふのいみじき
 非事なりさて今の世專演戯にもものよる甚五郎が九條の里
 よて傾城と見染めしより精神とこらしめておやま人形と彫
 りしよ其人形よ魂入りて主人の身代りにあるといふ仕組

の元其積自笑がころの古き艸紙み鍛冶屋仁藏といへる
 が嶋原の傾城吉野太夫と見染め戀病せしを吉野聞て仁藏
 と憐れみ傳手ともとめて彼が思ひと晴らさせしといふ一
 話あるを翻案して甚五郎の事よ作り做せしあり決してか
 る事跡のありしよあらむ

○

○か千代半兵衛の實説
 か千代半兵衛の情死の享保七年に在りて今と距る百七十
 年のむうしの事あり其實説の演戲あどにてものよるとこ
 ろとさしたる替りなし但し古くよりある淨瑠璃本よか千
 代と藝者ありとし別に半兵衛の女房よおぬひといへるが
 ありしよしよ作做せしよあれど其事實大よ違へりこよよ

二十四

兩人が情死せし事の顛末及び年齢月日等と掻摘みて記さ
むよ半兵衛幼名と八十吉と呼び大坂天満ある青物問屋仁
右衛門の方へ丁稚奉公いふりしが半兵衛の兩親の早く
世と去りて孤子となりしかば仁右衛門殊の外これと憐み
万事いさはりて召使ひけり半兵衛が何歳の時の事なりし
り仁右衛門病よかより日を経るまよと瘦せ衰へて所詮此
度の全快覺束なしと蔭よて人のいふのみあれは仁右衛門
も覺悟やなしさりけん或る日女房演戯よいとゆる後家お
くまありと半兵衛とを枕邊よ呼びていへるやう半兵衛の
幼少よて父母よ別れ我が手元よて人となりしが素直なる
氣質よて一さびも我が詞よ背きしとなく更よ他人のやう
よも思はれ老我よ子あけれは幸ひ今日より養子となし我

三十四

が家を相續させんと思ふなり半兵衛の此趣を心得て養母
へ孝行せよ又女房も其心して末までも能くいつくしみ互
ひよ家を大事よけ我が亡き後わかあら老忌日の香花と
斷つなと遺言して身まかりけり因て葬送を營みける後ち
即ち遺言の如く半兵衛よ家と繼がせ同所何某が娘お千代
を迎へて半兵衛の妻と定め家内事なく兩玉を過しけり
まけるよ新參の手代よ作藏といへるものあり其性狡黠よ
して一曲あるべき面魂なりしが諸事後家の心よ適ふやう
立働さひよそら媚を獻せしうば後家の二なきものと思ふ
より遂よ淺猿さ心よ起し何時しう作藏と馴染めしうば作
藏のこれより兎角よ半兵衛を見下して有るかあしうよ接
遇しが又其の女房お千代よ深く戀慕して好き折あらば言

四十四

ひ出んとひそく又胸を焦せしとぞ

(以下二十三編よりく)

實事譚二十二編終

明治十五年一月六日出版御届
同 年二月十九日發行

(十五錢)

編輯人 新潟縣平民村操

神田區佐久間町
二丁目十一番地

出版人 東京府平民望月誠

京橋區南鍋町
一丁目七番地

發兌元 東京南鍋町一丁目七番地 兔屋誠

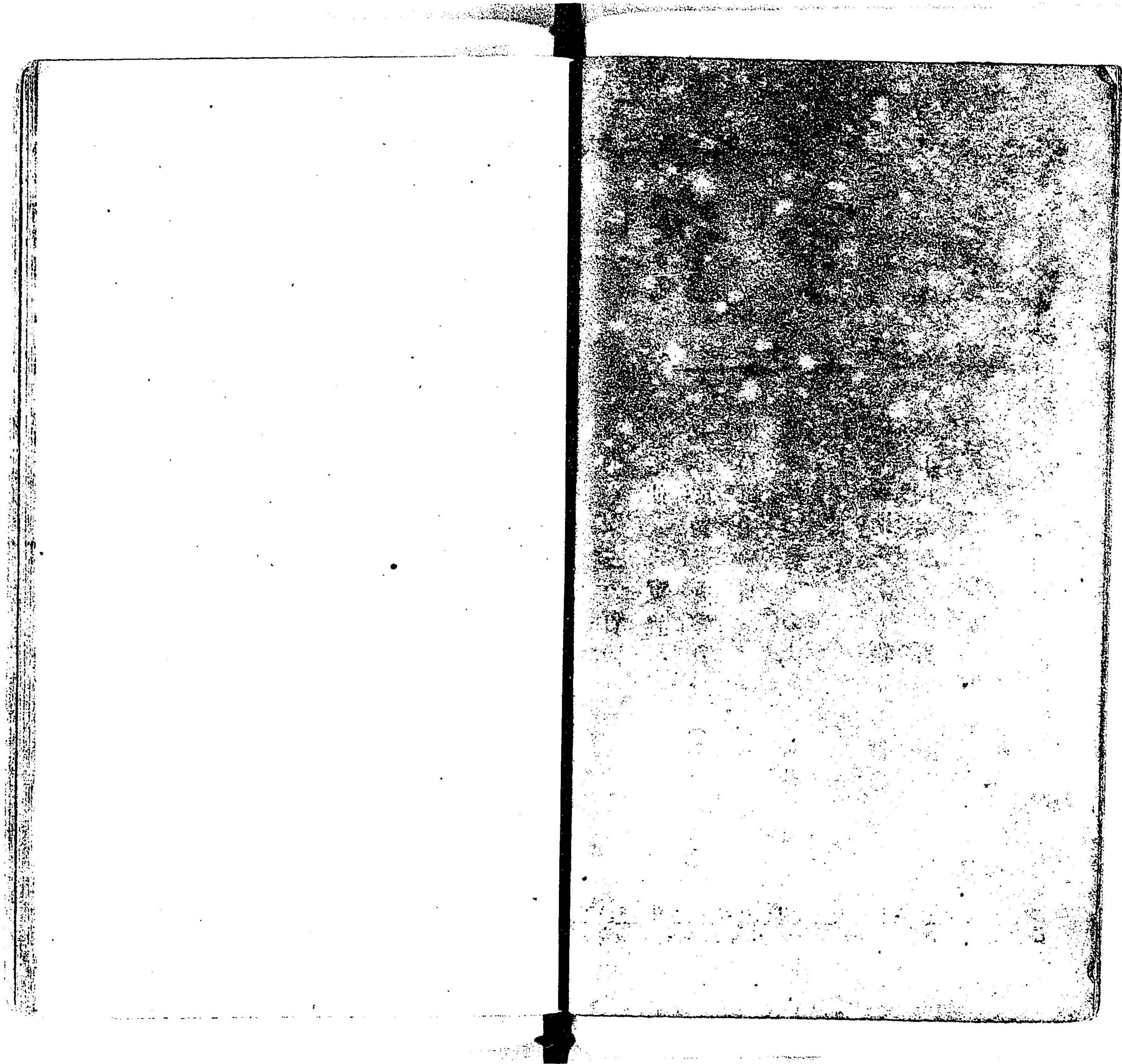
大賣捌所 大坂唐物町三丁目五番地 同支店

同 東京三嶋町 山中市兵衛

寶事潭

編 三 十 二

- かゝく六三の實説
- 久米仙人の實説
- 宇都宮鈞天井の實説 (二十二編續稿)
- 加賀見山の實説 (同)
- 忠臣藏の實説の内 佐藤與茂七
- 江島の實説 (二十二編の續)
- 縮屋新助みよ吉殺りの實説 (同)
- お千代半兵衛の實説 (同)
- 真田九度山閑居の實説



實事譚第二十三編

○かしく六三れ實説

か園六三郎の實説の既に本書四篇に掲しが尙他にかしく
 六三の事蹟ゆりてか園どの自ら別なるを稗史浮瑠璃等お
 はか園の幼き時の名おて傾城となりてよ里かしくと改め
 たるよしにもものし又の時代も場所も遠く隔りたる邑井
 長麻(十五篇に委しく記せり)をかそのが兄とせしなど甚し
 き虚誕なり今かしくとか園と異なるよしと記すべしおし
 くの大坂北の新地の遊女にて容貌美しく頗る全盛を極め
 しが或る武家の留守居役人何某といへる人かしくに深く
 懐を掛け遂に身の代を償ひて名をお八重と改めさせ外妾
 一となして天満老松町の邊よ住いせ置きしがお八重の常お

二

大酒を嗜みて女に似氣なき振舞の多かりし八重の
 兄吉兵衛といふ者近き邊に住居なし撮染の下結ぶ業と
 し至て實直なる者なれば妹が斯る体を見兼て屢々見を
 加へし其節の謹めども生れ付ての僻なるにや其後も酒
 を飲て何時も前後の弁なく世俗にいへる酒亂なりしと
 ぞ時に寛延二己年二月廿九日のとなりしが此日も八重
 が酒飲てある處へ吉兵衛が來會せて嚴しく叱り懲せしに
 酔ひ亂れたる時なればお八重の中へ黙して居ず言合へ
 し未終又刃物三味となり兄吉兵衛へ傷けしに深手なり々
 ん其翌日吉兵衛は死去せり因てお八重の即日入牢し同年
 三月引廻しの上千日寺にて獄門にかけられり此日南新
 家の遊女屋福清が抱そのと大工六三と西横堀にて情死せ

三

し事一對の高評なりしかば同地豊竹坐の作者淺田一島並
 木丈助れ兩人此一件を取仕組お園どかしくとの事を打混
 し同月廿日に八重霞浪花濱荻と名題を掲げ廿六日より興
 行せしが古今稀なる手早き脚色なりとて大坂のみにあら
 ず近郷は好評となり同年八月晦日まで打續たる大入な
 りしと是よりお園六三の事普く人口に膾炙せりされども
 お園どかしくとの右の如く別人あれば決して思ひ誤るべ
 からず
 按ずるよ昌井長庵が仕置となりし享保二年よりこの寛
 延二年まで三十三年隔れり然れども長庵の惡事世に隠
 れるありなれば作者が例の喝采を博せんとするところ
 より兄との作り返し者ならん

○久米の仙人の實説

久米の仙人布を洗ふ女の脛素きを見て随落せしといふと世に名高き一話にて演戲の所作事などいふものにても屢々これを演すめり久米の仙人の事扶桑略記今昔物語元亨釋書等に見えたるが是に全く古き作物語にて世人の語り傳へたるまゝを右等の書にも記されしなり

扶桑略記に見えたる趣の古老相傳ふ本朝往年三人の仙ありいはゆる大伴仙安曇仙久米仙なり但し久米の仙は飛て更に落たり其の造れる精舎の大和國高市郡に在り云々久米寺是れなりと見ゆ(原書)眞字文なれども今假名文に譯しつ又今昔物語に今今はひのし何れるとき

にや大和國高市郡云々國內の夫を催してその役とそまかるゝ夫どもの中に仙人々々どよぶものありけり行事官の輩ゆやしみて汝等何よりてのれを仙人とよぶぞと問へば夫のものこたへていとくこれものは久米とまをそさきの年當國吉野郡龍門寺よこもりて法を行ふて仙とな里空に飛行まける折吉野川のはどりにてわかき女の美なるが裾をのびて衣を洗ふを見るに脛のえろかりければこゝろまよひつゝ女が前あちぬ則その女を妻として今も侍りこれよりして仙人といふなりとまをそ行事官等これを聞てさていやんとなき人にこそそれ賄の行法定めておぼえたるらんから多き材木をみづからもちはこばんより新里て飛しめよとたはふる久

米云々祈りこゝろまむといふ行事官聞てをこの事と
 思ひあがらさもあらば極めてたつどありなんとこたふ
 その後久米ひとつの道場にこもり食をたちて七日七夜
 祈るに八日といふゆした俄又空くもして雷雨はなだ
 しえばらくゆりて空はれたりその時に見ればそこばく
 の材木南の山邊の袖より空を飛て云々とあり元亨釋書
 に記せる趣久米仙の和州上郡の人なま深山に入て仙
 法を學び松葉を食ひ萍蒨を服そ一旦空にのぼりて故里
 を飛過るに婦人の足を以て衣を踏み洗ふに會ひぬ其脛
 甚だ白し忽ち染心を生して即時に墮落せり漸く烟火を
 喫し塵寰又復す然れども郷黨の契券其名を署するも當
 て皆前仙某と書す云々と見ゆ(是れも其要を和譯す)其他

徒然草等にも見えたれども畧す
 此の作物語の出来たる元の萬葉集なる久米禪師の事よ
 りて作れるなりと或る人いへり是然るべくやと思はる
 その萬葉集に久米禪師妙石川郎女時の歌とて贈答の歌五
 首を載せり此の久米禪師とあるを久米の仙人と作りか
 へ石川郎女と作るによりて布を洗ふ女と作りしなるべし
 久米の仙人と稱する久米の姓あり(扶桑略記に久米仙に並
 べて記されたる大伴仙安曇仙の大伴安曇いづれも姓あり)
 此事を大和高市郡にてゆりしと作れるの同郡の郷名に
 久米あれ(和名鈔にも大和高市郡久米郷と見ゆ)久米仙
 と呼ぶところよ里人名と地名と似合しきゆゑかくの作り
 出て語りつゝへしものなるべし又西域記もこれ似たる

八 事を記せりその甥若鞠園國の條に人の長壽ありし時其王
を梵授といふ時に仙人あり苑伽河の側又居れり神をすま
し定に入て數万歳を経たり一日定より出て目を河濱に寓
せて林籜を遊觀し王の諸女の相促して嬉戯するを見て欲
界の愛起り染着の心生し華宮に詣り云々ど見えたり(是文
も其要を和譯(是等も久米仙の事を作り出せる原あるべ
し)

○ 宇都宮釣天井の實説

(二十二編の續き)

其時秀忠公の近習又向て我只今様子ありてひそかあ江戸
へ歸るなりされども夜の明はてんまで必らず人に知らす
るとなるれ夜明けなば早や發足したりと觸れべしと命せ

られ即ち引据たる馬に打乗られ酒井雅樂頭忠世に
てふ二騎轡を並べ夜又まぎれて城中を出千里を一時の
心地にて馬を早められけりかくどの知らず宇都宮にての
既又雞の聲も告わたり夜はのくと明ければ追付將軍
の發駕あらんとて供廻りの人々の食事をあし旅衣裳をと
のへて城中へ相集り今やくと駕籠の出るを待ちにけ
るところ又誰いふども早く早や將軍あひ發駕ありしと沙
汰しけるはそこをゆれ我先にと江戸をさして跡より追ひ
つゝんとて俄に騒ぎ立て路をぞいそぎける秀忠公のほぞ
なく江戸へ歸城ありて夫人に對顔のうへ障りなありしを
ゝがひに悦び合はれしがさて此度將軍宇都宮より俄かに
九 歸城の様子人々のいかなるとぞと怪しみけれども誰ゆり

十て其仔細を知るものなありしとぞ（以下二十四編にのそ）

○加賀見山の實説

（二十二編のつゞき）

あたつ澤野を殺せし時奥家老堀野治郎太夫并に目附小池利右衛門其場へ至りあたつに復讐の始末を問糺し書役に命じて書取らせける口書は左の如くなりしと

召仕の下女たつ年二十二歳御詮議に付こまづく
と申上り事

一私儀おみち方に去年三月より奉公仕は今朝おみち部屋に居いやと御尋なる程五時過まで部屋に居い五時過にみち就里へ使に参りいよふに申付は故文箱庫次等を持って日比谷御外まで参り問兎角心

ならず氣がりのと共い故引返し申し申留守の内
の事いぞんじ不申

一おみち自害の義の御尋被成いへども其節の右申上

い通り使に出い間跡ぞんじ不申

一澤のさまを九寸五分の守刀よてさし殺すは事相違

無御座は譯は夕部暮あさにかみち義御前よりうと

く敬休にて下りいま、無心元ぞんじいゝ様のと

やと承りいへばさして替は事もなき由被申は故さ

、を一ツと、めよふく物言なと致し内澤野さ

まお耻しめらる、無念さに食事も不進に付私も

かれ是と申ふさせ申し本ノヤ、其節何となく小袖
に帯を被添て私にくれ申し其外夜中さして替

い事も無今朝使に参りいよふに付い間咄の次第
 自害致いほどの儀共心付不付使に出すい然之右
 上い通途中よて胸さわぎまきりあ心わろく成い故
 其時夕部かみち物語の事思ひ出しわけて心元無成
 いま、急に歸り見い得ば右みち自害仕い故然らば
 意趣ばれに自害いさしに紛無御座い故口おしく
 存かみち自害の有様を急病と偽り澤のさまをそか
 し寄せかみち無念の意趣を一く聞せ自害の守
 刀にて差殺すい澤野さま御供女中一人参りす御
 茶の間かすはさまも儘に御見舞被成い様も覺すい
 ま、此御二かたさまに其時の様子猶又御聞可被下
 い右の外す上い事無御座い私大さん成る事仕い得

ば如何様の仕置に被仰付い共もはや本望どげい
 上らり少しも命にかしむすい事御座なく早々い
 仕置奉願上い此上一言もす上い事御座無い以上

四月三日

召使ひ下女

ふつ

右につき茶の間のかそは及び澤野の下女かひさを調べ
 しに其口書もあれども趣意は右と同じければこれを署
 す
 又目附役人瀧野自殺の後其諸道具をえらべしに替りた
 るとなし遺書の既お母のもとへ言送りしにて事尽きた
 りと見えて別に部屋にいなし、天の筆の名號をの

けて香爐を備へ藤の花の模様ある短冊又一首の歌を書
遣したりその歌にいはいはく

藤のころあゝき短き世の中に

ちり行くけふそおもひまらるゝ

卯月三日

岡本氏娘

生年廿三歳道

右の卯月三日とあるの享保九甲辰年四月三日なり

(以下二十四編に掲ぐ)

○ 忠臣蔵の實説の内 佐藤與茂七

浄瑠璃にいはいゆる佐藤與茂七とい矢頭右衛門七のとあり
右衛門七の父を長助といふ淺野家よて中小姓をつとめよ

り右衛門七そのころ年十四にて兒小姓に召出されしふ一
年はと立ちて赤穂の變起れり内藏助諸士と盟を結び復讐
を謀るにおよびて長助その盟約に加はり力を盡して内藏
助を助く右衛門七この事を洩聞て父に従ひて事をともあせ
んと詰ふ内藏助その年若きを以て其許之少年といひ殊に
奉公もまばしがはとなれば盟をかなくせざるもよろし
からんとて止めければ右衛門七憤りて我が父既に君のた
めに死を極めぬ某部屋住の身たりとも節義を俱にすべき
に況して召出されて仕ふると一年におよべり其志いかで
人々よかくるべきや若し我を少年なりとて盟に加へたま
はらずバ先て死をべしと刀に手をかけ自殺せんとそ内藏
助驚き止めて其許の志かくまで堅めらば我いのでこれを

けて香爐を備へ藤の花の模様ある短冊よ一首の歌を書
遣したりその歌にいはいはく

藤のころあゝ短き世の中に

ちり行くけふそかもひまらるゝ

卯月三日

岡本氏娘

生年廿三歳道

右の卯月三日とあるの享保九甲辰年四月三日なり

(以下二十四編に掲ぐ)

○忠臣藏の實説の内 佐藤與茂七

浄瑠璃にいはいゆる佐藤與茂七とい矢頭右衛門七のとあり
右衛門七の父を長助といふ淺野家よて中小姓をつとめよ

り右衛門七そのころ年十四にて兒小姓に召出されしふ一
年はと立ちて赤穂の變起れり内藏助諸士と盟を結び復讐
を謀るにおよびて長助その盟約に加はり力を盡して内藏
助を助く右衛門七の事を洩聞て父に従ひて事をとるもあせ
んと請ふ内藏助その年若きを以て其許之少年といひ殊に
奉公もまばしはほごなれば盟をかなくせざるもよろし
からんとて止めければ右衛門七憤りて我が父既に君のた
めに死を極めぬ某部屋住の身たりども節義を俱にすべし
に況して召出されて仕ふると一年におよべり其志いかで
人々よかくるべきや若し我を少年なりとて盟に加へたま
はらずバ先て死をべしと刀に手をかけ自殺せんとす内藏
助驚き止めて其許の志かくまで堅あらば我いのでこれを

拒めやとて遂に同盟の一人に加へぬ其後右衛門七父母と
とも赤穂を出てよりと京都に住みしが父長七偶ま病に
かゝりて遂に死せり

一に長助大坂新地堂島なる野間屋久兵衛といふもの
方に寓せしがこゝにて死せりといへり

死に臨み長助右衛門七を呼びて我復讐の盟をともにせし
が今不幸にして病死す汝もかねて同志の一人さればす

我が志を継ぎて父の讐を討ち忠孝を全くせよ父の志
を継ぐの孝あり君の讐を復するの忠なりこの二ツを全く

せば誠の義士と呼ばるべしといふ右衛門七聞きて仰せま
でもいはず一年を出ずして仇の首を討ち泉下の御霊を慰

め奉らんといいひければ長助さそが我が子なり汝必らず
よくせよかしとて腹巻一領を取出して遺念なりとて與へ

けり
長助遺状を志たゝめて内藏助の方へ送りしが別に文の
あく左の十八字を志るしたりと

嗚呼天之命如之何心中之大望自是畫餅矣
右衛門七是れよりまそり志を堅くして復讐を謀りける
が人々關東へ下るに及びて右衛門七も母を伴ひ江戸へ來

らんとて出立ける又關所手形なければ女を通さるの事
に心付ざりしかばこれがため荒井の關にてとめられし

ゆゑ止むことを得ず赤穂へ戻り行き母を知る人のもとに
頼みおきて江戸へ來れり志かるに是等の事のため路用乏

しくなりしおの道中の艱苦いはむるたなかりしとぞかく

て江戸に入るの後、姓名を變して清水右衛門七と稱せりといふ。

其頃或る人が赤穂人の事跡を輯め録しふる一寫本を左の如く記しあり

一 神崎與五郎の云々、依之神崎肺肝を廻し伊勢屋五郎兵衛或の美作屋と名をあらため野上介殿前に店を借り酒油酢醬油同替質物杯大なる商仕に依之倉橋傳助七兵衛と改め五郎兵衛手代お成す以矢頭右衛門七の七助茅野和助の助五郎と成樽ひろひと成商物等、下直に賣出し上野介殿家來とさへやせばたゞもやりたき程に仕は是に依てかの屋敷より町の物調いあり伊勢屋新みせへ行と家中不殘商旦那

と成段々首尾よく其年の十月より上野介殿の家老多川十左衛門目懸振て出入札を賣夫より出入仕し別て右衛門七日々用陣に家中を廻り彼是と聞出し又奥方内證の山岡が妻村松が妻兩人方より樽ひろひと右衛門七和助へ通達し扱も不自由なる事、更になし云々

とあり然る事もありしなるべし

九十
討入の夜右衛門七父の戒名を記して兜頭巾の内をさめ働さしが思ひくの戦あるうちに人々奥へ入るところ坐敷の方より槍を提げたる一人の男大須賀治部右衛門と名乗り出たるを赤穂源藏これと渡りあふ治部右衛門源藏の胸をぬがけて突かくるを跳り越えて槍の柄を切り落せり

このところへ右衛門七進み來りければ千馬早氷らこれを見て源藏どのその敵右衛門七に譲られよといふ源藏いかにもとて側へ退きければ右衛門七かよとけなしと長刀を取直し討てかゝる治部右衛門折れたる槍を投捨急に刀を抜てわたりあふ右衛門七飛鳥の如く駈けまはりて戦ひければ治部右衛門眼くらみてよるめくところを右衛門七長刀を取のべ遂にこれを討留めけり内藏助これを見て亡父長助存生あらばいかばのりの悦びならん思ひ出るも涙なりとて喜び且つ悲みしとぞ右衛門七水野監物の屋敷へ預けとあり死するるとき年十七ありしといふ

○江島の實説

(二十二編の續稿)

去る程に松永彌一左衛門の其翌日月番の町奉行坪内能登守の方へ至り直々にてすそべき儀有て参りたり御逢ひ移りたしといひければ能登守立出て對面す彌一左衛門江島どの、行ふつき云々のと移りて去年顔見世狂言の時狼籍又昨日の様子をくはしく告げてかゝる仕宜なれば見捨にいならず拙者ども支配の義ゆる目附中へかくと申屈くべしされども芝居の御支配のとなれば御断りに及ぶなり右の体なれば歌舞妓役者どもの内に不義者あるの必定と存せらるゝなりといひてそれより直に目附へ右の趣を注進しけり能登守の右の屈を聞きて町奉行の支配場を徒目附より知らせお預りたるの我が下役の不吟味なりとて目明仁助を呼びて徒目附より云々の事届出たり毎日見廻

る芝居の内事を存せざる義のあるまじといふ仁助いふ
 此儀お於ての去年より知りたれども重き女中のとゆゑ差
 扣いと答へければ能登守たさへ何人にもせよ法度にそむ
 きたる者見通そべき謂れなし汝が知りたるとほりやすべ
 しといふ仁助答へて若しほよづねあらばや上べくと存じ
 内々にて實正を聞届け置きさり淺草諏訪町の町人柄屋善
 六出羽屋源七といふもの公儀へ願筋あるよしあて奥山交
 竹院金井六左衛門へ取入りて江島迄のを誘ひ出し山村長
 太夫と示合せ芝居見物のとり生島新五郎瀧井半四郎とい
 ふ歌舞妓役者を呼びよせ忍びくに出會せしめしよし尤
 も棧敷より坐元の二階へ忍道を造りたる旨をばかねて届
 出たる事ありといふ能登守これを聞きて右の旨内密にて

老中へ告げ評議あり是等の事にて日の暫らく延びしうち
 二月になりしよ山村座の正月狂言はいかななる故か不入あ
 りければ二月朔日より狂言をかへ二の替として「懺重由井
 水娶鑑薄雪櫻」と興行せり(此の狂言の油井正雪丸橋忠彌の
 事を薄雪の名にて仕組みしものありしと)初日より七日目
 のとなりしが町奉行より木挽町諏訪町の名主へ差紙を以
 て名宛の者を召連れ早速罷出づべき旨達しあり名主らの
 何事ありやとおどろきて諏訪町よりの柄屋善六出羽屋源
 七を召連れ五人組の者相添えて出木挽町よりの山村長太
 夫生島新五郎中村清五郎等を召連れて出たり其日山村座
 の二幕目の開きしどころなるが右の喚出しに依てすは何
 事か出来たりとて俄お騒ぎ立ち見物人へ断りて狂言を

止めけりさて其日の一應調べのうへ新五郎の長太夫へ預
 げ長太夫清五郎の町へ預けとなりて一先退きしが同十二
 日再び呼出され新五郎長太夫半四郎清五郎等繩のけられ
 て牢舎へ送られ長太夫の家内の男女居室家財は其町へ預
 けとなり狂言と差止められしが續て四座の芝居どもに狂
 言止を命せられけりかくて能登守は右の趣同役松野壹岐
 守丹羽遠江守へ和告げ川番の若年寄へ訴へ出又日附中よ
 りの老中へ披露に及びさり因て評定所に於て相談のうへ
 奥女中は留守居支配なれば留守居用番へ右の旨相達し先
 づ金井六左衛門奥山交竹院を評定所へ呼出して一應取調
 べらるゝに兩人包ひによしあく柄屋善六らに頼まれて江
 島へ芝居見物をぞめし趣を白状せり因て交竹院は重き

御醫師又六左衛門は小普請奉行をもつとむる身にて町人
 の應を取持つ段役儀不相應のとなり追々尋ねもあるべ
 きよつぎ今日より揚屋へ遣はさるゝとのにて評定所よ
 り直に揚屋へぞ送られけるかくて留守居役月光院は廣敷
 へいたり江島を呼出して御目鏡を以て大切の役儀仰付ら
 れ御側近く奉公いたす身として身持不行跡の段露顯よ及
 びたり因て詮議の筋もこれあるにつき先づ當分揚屋へ遣
 はさるゝものなり然心得らるべしと言渡しければ江島の
 身お覺えあるとなれば備の早や露顯せしかど驚きしが今
 は返らぬとなれば恐入たる旨請をなせり留守居よりは徒
 目附瀧野八右衛門玉井登右衛門御小人目附五人の者へ和
 渡し江島を乗物にて揚屋へ送りけり又長局へいたりて江

島の部屋を改むるお召仕の下女十數人あり是らも一
吟味ゆるべしとて親へ預けらるゝもゆり受人へ預けどあ
るもほりしが江島の衣類諸道具は其まゝ、部屋に差置き封
印のうへ用人へ預けとなりしとぞ
其頃の日記を見るに此事件の日並を詳に記しあれば本
文記事の前後に拘はらずこゝに載す

- 二月七日狂言作者中村清五郎山村座生島新五郎木
挽町茶屋右の者共町奉行へ被召出御詮議の上新五
郎は長太夫へ御預け長太夫清五郎は町へ預
- 十一日より山村座芝居狂言差止メ
- 十二日山村座葉山源次郎市川留三郎兩人町奉行に
被召出御詮議れ處分相立罷歸る

- 同日夜於評定所生島新五郎繩掛半舎付らる
- 十五日葉山源次郎市川留三郎半舎
- 二十二日江島爲詮議目附衆被罷越
- 同日山村座隱居友碩被召出御詮議有之處元友碩先
妻と新五郎先妻の姉妹にて此者共先年よりの馴深
あて其由縁を以て昨年四月中山村座棧敷にて江島
と新五郎初て面會の由申開く
- 同日長太夫新五郎病氣に付爲養生出半宿へ罷歸る
源次郎留三郎兩人は其儘籠舎罷在
- 同日塚町中村座藤村半太夫袖岡庄太郎峯田妻菊藤
田小吉三吹矢町市村座瀧井半四郎山下刈葉茶屋の
櫛屋大黒屋被召出御詮議有之右何も白狀役者の兩

座へは預け兩座の茶屋二軒は町へは預け

(右に據れば龍井半四郎は始めて呼出されしは新五郎より十四日後のとなり本文之始く一書に據りて七日の下に記しつ)

○同日森田勘彌座筒井歌之助は詮議有之座元へは預け

○同日堺町吹矢町兩芝居狂言停止

○同日市川團十郎被召出は詮議有之申開相立罷歸る

(按するに是の例の牡丹の紋の事を問とれしならんとぬへと)

○二十九日源次郎留三郎出半并ふ長太夫新五郎半の内に残置は浴衣手拭等下渡相成る

(以下二十四編に載す)

○縮屋新助みよ吉殺しの實説 (二十二編のつゞき)

又右始末落着中渡されれ受書は左の如し

一 深川永代寺門前町平六奉中上私店とや後見利助下女こととや二十歳に罷成は者當十八日同所仲町彦兵衛店龜二郎抱養者とれを連本郷四丁目家持甚兵衛弟甚之助と中客に被連神田花房町文治郎店伊助雇船に乗り築地邊へ罷越船中にて同夜四ツ時頃甚之助子細不知とのを害しこと甚之助共水中へ飛入は様子にて右兩人死骸相知不中依之同十九日御訴申上は御檢使之上夫々御調口書差上一同被召出こと甚之助死骸

見當り次第御訴可申旨御沙汰に付海中所々相尋ひ處
太森材川岸にこと死骸有之甚之助死骸深川洲崎沖よ
て見當り右兩人死骸檢使之上取捨被仰付以上

辰三月

右平六

斯て甚之助が死骸の檢分れ上形の如く非人へ引渡れとこ
ろ兄甚兵衛これを賃ひ請て手厚く野邊の送をなし谷中
團子坂下浄土宗道生院へ葬りしが此時彼の扇屋の花扇の
堅く契りし男の斯る最後を歎き誓切て棺の内へ納め回向
唱名残る方あくせしかば其業體の浮薄なるに似もやらず
眞實の心ばへるあどて見聞く人々が感せしといふおその
の菩提所谷中川端本壽寺よ葬りて今尙やそれ墓存せり
法名 斷迷妙脱信女

勘次が申渡されの寫書

神田花房町文次郎店

伊助召使 勘次郎

其方儀當三月十八日本郷四丁目家持甚兵衛弟甚之助罷
越船雇いに付同人と乗深川永代寺門前平六店みや後見
利助下女ことと并み同所彦兵衛店龜次郎抱藝者みのを
雇ひ一同乗船致木挽町狂言座權之助芝居に立歸し船中
にて甚之助みのを殺害致ことを水中へ突落し甚之助も
入水致しに付同町へ上り町役人共へ相斷し得共右屍變
事出來之上者取計ひ方も可有之を無其儀既にみの殺害
に逢こと甚之助共溺死致し上者右始末不埒に付手鎖申
付る

辰四月十二日

此一件江戸中大評判になり其頃流行し葉うたひ

「三下り」

ひとりなたてるえんせつの心のうちのさの世

とまのふ春雨のさとみの合吉名のなみや捨小舟

戀と旅路を三人づればかなき夢の海ばら

此事を狂言お作りし其年の七月十五日より中村座に

於て大名題忠孝染分纏戀女房の狂言へみの吉殺しを加

へお妻八郎兵衛と役名を替て演したり役割の古手屋八

郎兵衛に關三十郎藝者お妻に岩井三郎なり其後萬延

元年に至り七月十五日より猿若町市村座にて大名題八

幡祭小望月とて縮賣越後新助と替名して市川小團次

かこれをもめ又尾花屋かみのを野花屋みよ吉として岩

井糸三郎これをつとめたり是より甚之助の名を知る者
稀なましが其事跡の右に述べたる如くにて演戲の仕組
と異なる所思ひ合をべし

(をばり)

○お千代半兵衛の實説 (二十二編れつ々々)

去る程に作藏は或る日隙をうかゞひてお千代に向ひ思ひ

のたけを打つけは口説きしよ心ばへ貞しきお千代なれば

いかでこれに靡くべきふたゞび言出されぬやう嚴しく作

藏を言懲しけり玄かるに作藏は己が所業の悪さの思はず

これより半兵衛夫婦を怨みしが思ひかへせばお千代が心

に従はぬ夫半兵衛のゆるゑならん此上は彼を逐ひ出

し我れ代までお千代が婿となりんと考へつぎけれども後
 家にはかゝる素ふりを見せず或る夜ひそかに後家に囁く
 やう半兵衛夫婦が家お在ての二人が心安く樂めず何かに
 つけて邪魔なれば先づ半兵衛を此家より逐出し我ら改め
 て養子となり世間の体をつくるひたるうへ二人が中はあ
 はるまゝとなまめきながら欺しければ後家は實にもどて
 それよりのひたすら半兵衛夫婦のものゝ落度を見出して
 逐出さんとなしよとせければ日ごろに替りし養母の無理難
 題よ始めて半兵衛夫婦も不審だちたれどももとより温和
 なる質あればさのみとい氣よものけす辛しとかもふ氣色
 もなきお後家作藏兩人はますくいらだちて一際邪見に
 取扱ひけれは終には忍びがたのりけん流石の半兵衛夫婦

も折々は其事ども言出てかくての末の目當もなしいか
 やとべきなど額をわつめて語り合へしともゆりしとか扱
 四月五日(享保七寅年)の夕の事ありしが半兵衛商用にて得
 意の方へ行きし歸り路にて偶と女房お千代の走り來るお
 逢ひけりお千代は顔色さへも常ならねばいかある事ぞと
 半兵衛が問へば些細ある事より姑が腹立ち夫諸共此家の
 内には置きがたきにより出行りよとて突出されぬ詫びて
 再び歸るとも又此後もかゝる愛目お逢はんこれをお思へば
 死することを増しならめとてさめくと泣く半兵衛もまば
 し黙して聞き居りしが我とても養子の身あり幼き時に父
 母に別れ今は何處に便るべきそれほどに思ひつめしあら
 ば今夜のうちお共に死すべしといふ是れおて兩人覺悟を

なし、が其夜は宵庚申にて參詣のもどり通夜の者引つゞ
きまばし人も人跡絶えざれば半兵衛夫婦は便りを得ず其處
此處と彷徨ひしが曉方(六日)にいたりて終に寺町なる
大佛勸化所の門前にてあへなく情死とぞ遂げにける其時
半兵衛は三十八歳か千代の二十七歳なりしとぞ
一に二十四歳ありしといへど
かくて兩人の死骸の養家へ引とり葬りしが半兵衛の法名
の崇禪定門信士またお千代の法名は目丘靈訓信女とおく
れりどぞ

兩人の事を狂言に作れるの情死の即日(六日)に同地
豊竹座の浄瑠璃作者紀海香右の情死を仕組て名題を「心
中二腹帯」とつけて出せり(一説にお千代其とき懐妊して

ゆりしが其緋帯にて首を縊りて死せしゆゑかく二腹帯
といつけたるなりといふ其後十六日を経て竹本座の作
者近松門左衛門の作あて「宵庚申」と名題をつけ興行せし
が双方張合になりしとぞ又その、ち仕組を改めて演せ
しともあれども皆巧みに其事を飾りしなれば其實説の
右に記するが如しと知るべし

(をばり)

○真田九度山閑居の實説
真田左衛門佐幸村は真田安房守昌幸の次男なり其兄を伊
豆守信之といふ昌幸は天正十三年以來秀吉の思願を得し
かバ幸村を秀吉れもとに人質に出し置きしが其後石田三

成兵を起そのとき昌幸奥州に打向ふれ途中よて石田が使
 来りて秀頼公のふめに旗をわけし同心せられたしといふ
 昌幸素より豊臣家に志深ければさらば引返すべしとて遂
 に幸村を伴ひて上田に歸りぬ徳川秀忠公木曾より登らる
 とき使を以て禍を招くにこそあれ降参せよと申送られ
 しに昌幸聞きて秀頼のために城を守りし攻られ一矢仕
 らんと答へしおさらば攻めよとて軍を進めて攻められ
 しが父子巧まお防ぎて落つべき氣色もなしかくて月をわ
 かりければ力攻よせられば人死傷せん早く美濃よ赴かせ
 らるゝにまかすと評定あり困て押への兵を殘し秀忠公圍
 みを解きて去らる昌幸殿の兵を見て追かけてくひとめ一
 軍せんといひけるに年老たる法師武者ありけるが殿をす

るはどのもれいかで其謀なるべき古の兵法又歸師逐ふ
 と勿れと申事ゆとてとめければ遂に追さりしとぞ
 かくて石田が軍破れしかば昌幸父子を斬られんとせしど
 ころに伊豆守信之家康公お面して某此度父と引分れて参
 りいハ父と助んためにいたとへ大國を賜ひいとも何よか
 仕らんゆはれ信州を以て二人の命にかへ申度旨をいひけ
 れハ家康其志に感して遂に昌幸幸村を赦されけり依て
 兩人ハ城を出て紀州高野の麓なる九度山お引籠れり幸村
 常父と兵法を談して天下の時勢をはかりしが昌幸は六
 十七歳よて九度山お於て死せり其後大坂の亂起りしお秀
 頼幸村を招かれしに此頃世の中さわがしかりければ城主
 より橋本山の百姓に下知して眞田大坂お行くとあらん押

止めよといひしかば用心さびしくなせり幸村一策を案し
て橋本山の百姓數百人を九度山に招き假家あまた建設け
酒宴を張りてもてなし上戸下戸をいはす玄ひたりしほど
に皆々酔臥して前後も知らずなりたり其時幸村百姓の乗
來りし馬に所持の物を取付百人ばかりにて打立て紀伊川
を涉り橋本山より木れめ路にあり大坂へぞ行きたりけ
る道々にては百姓はみな九度山にゆきぬ残りし女童ども
幸村が槍長刀の鞘をはづし鉄袍に火繩をはさみもし押正
るものあらば忽ち討殺すべき休を見てせんあたるくその
まゝ通しけり九度山お酔臥したるものども夜明て見れば
幸村は居らずいかにと問へば昨日云くの有様にて河内
路に赴きたりといふさては欺れしかと悔めども力及ばず

さて幸村大坂あいらりた一人大野修理治長が家に行き
しが幸村其ころ薙髮して傳心月叟といひけり大野が士ら
幸村どのまらず何國の修驗者ぞと問ふ幸村大峯よと参り
いといへば折節修理は居合せずとて番所のかたへ呼ひ入
れ置きぬ修理歸りて幸村を見て大に悦びども参られぬ
ものかなどて禮を厚ふして書院あまねき入れもてなしぬ
のくて東西の軍起るに及びて家康公いかよもして幸村を
降参させばやとて使を以て此旨を傳へられ信州あて一
石賜はりいひなんとある幸村同心せされば又信州一國賜
はるべしと言送られし幸村義は人の道なり秀頼に二心
あらんと存トもよらずと堅く解みて返したるといふ大坂
冬の陣に幸村出丸にありて防ぎけるが大軍の攻寄せしと

き守極めて固かりけり和平に及て幸村舊友を招き酒を飲
 るて興じけるが幸村いひける我必らす討死をべし一さ
 び落ふれて九度山にかくれ居しか今は一方の大將となり
 ぶると豊臣家の思たどへんやうあし此の鹿の角の立物の
 胃は我が家に傳へたるものとて父安房守讓り與へていか
 さねての軍よの必ず着んずるものあれば見置てたまはり
 いへど語りて別れけり果して和平破れしかば元和元年五
 月大坂にて軍評定ゆり後藤又兵衛基次は大和口の先陣に
 て平野に陣しぬ五月六日の夜幸村後藤が陣所に行きて明
 なバ國分の山を輪之關東の旗本にかけ入り關東兩將の首
 をとるの我れが首を實檢にそなふるの二の中よとて最期
 の盃を酌交せり後藤は六日の夜半に討出て道明寺口にて

討死しけり人々眞田を待つところにいまた來らず暫くあ
 りて住吉海道より赤旗を立馬烟ふみ立て來るを見れば金
 の蠅どりの馬印にて眞田なれば人々大にいさみあへり幸
 村提の上にあがり鉄砲を進めて關東の軍に討てゐる幸
 村眞先に進みて戦ひければ關東勢敗北を關東の士大將麿
 をとりて盛返すところへ騎馬の鉄砲もすゝ來る幸村槍
 れ穂先をそろへて敵に向ふに關東勢の鉄砲箕手形にあり
 てゐり來り雨の如く打放つ幸村大音あげ一寸も引くな
 爰も死ねやと下知して槍を取てかゝれば士卒一同に立上
 りおめきて槍を入れしかば關東の軍勢遂に支へずして退
 きけり世よこれを眞田が天王寺口の戦といふ幸村の子大
 介此時十六歳なりしが比類なき働きせしとぞかゝるとこ

ろに秀頼の使番來りて疾く城中へ引こもりいへと下知せしお幸村尙ほ今一軍せんとて勇まければも關東勢もか、らざりしかば遂に兵ををさめて城中へ引上けり翌日の戦に幸村兵を出せしが秀頼の出馬をす、めんため大介を城にかへせり大介いふ今年十六に及ぶまで片時も涉かたへを離れいはず只今討死のきはに逃たりと人のいはんも口惜くい去年母に別れし後文のたよりにながらへて相見んはねがはしければも合戦の場にて必ず父上と同じ枕に討死せよ荷にも名こそ惜しければと誠められいひぬといふ幸村聞きて城中へ歸れといふも秀頼公の爲ためなと父子ともどてものがるべきや頓て冥途に逢ふべきをまばしの別れを惜むこそ口をしければとく城あまおれとて取つきたる

手を引放せば大介名残をしげに父を見てさらば冥途までこそとて引返そ幸村大介を見おくりて昨日譽田にて痛手負ひしがよわる体の見えざるのよも最後お人又笑はれじ心安しといひしとぞかくて大坂の軍敗れしかば幸村遂も討死せり大介は城中に入り秀頼に從ひて蘆田曲輪の矢倉よこもりてありしが父の討死せしとを聞きてそれよりい物もいはず母の紀念にかくりたる水晶の珠數を首あけ秀頼の自害を待居しおバ速水甲斐守時之大介に向ひて組討の武勇たくましき振舞ひして痛手負れしと聞ゆ和平にて君も城を出させたまふべし眞田河内守の方へ人を添て送るべしといへども更も動かす遂に矢倉の中お死して父子同じく豊臣氏の爲めに死せしといふ

實事譚第二十三編終

明治十五年一月六日出版御届

(十五錢)

同 年二月二十一日發行

編輯人 新潟縣平民村操

神田區佐久間町二丁目十一番地

出版人 東京府平民望月誠

京橋區南鍋町一丁目七番地

發兌元 東京南鍋町一丁目七番地 兔屋誠

大阪唐物町三丁目五番地

大賣捌所 同 支店

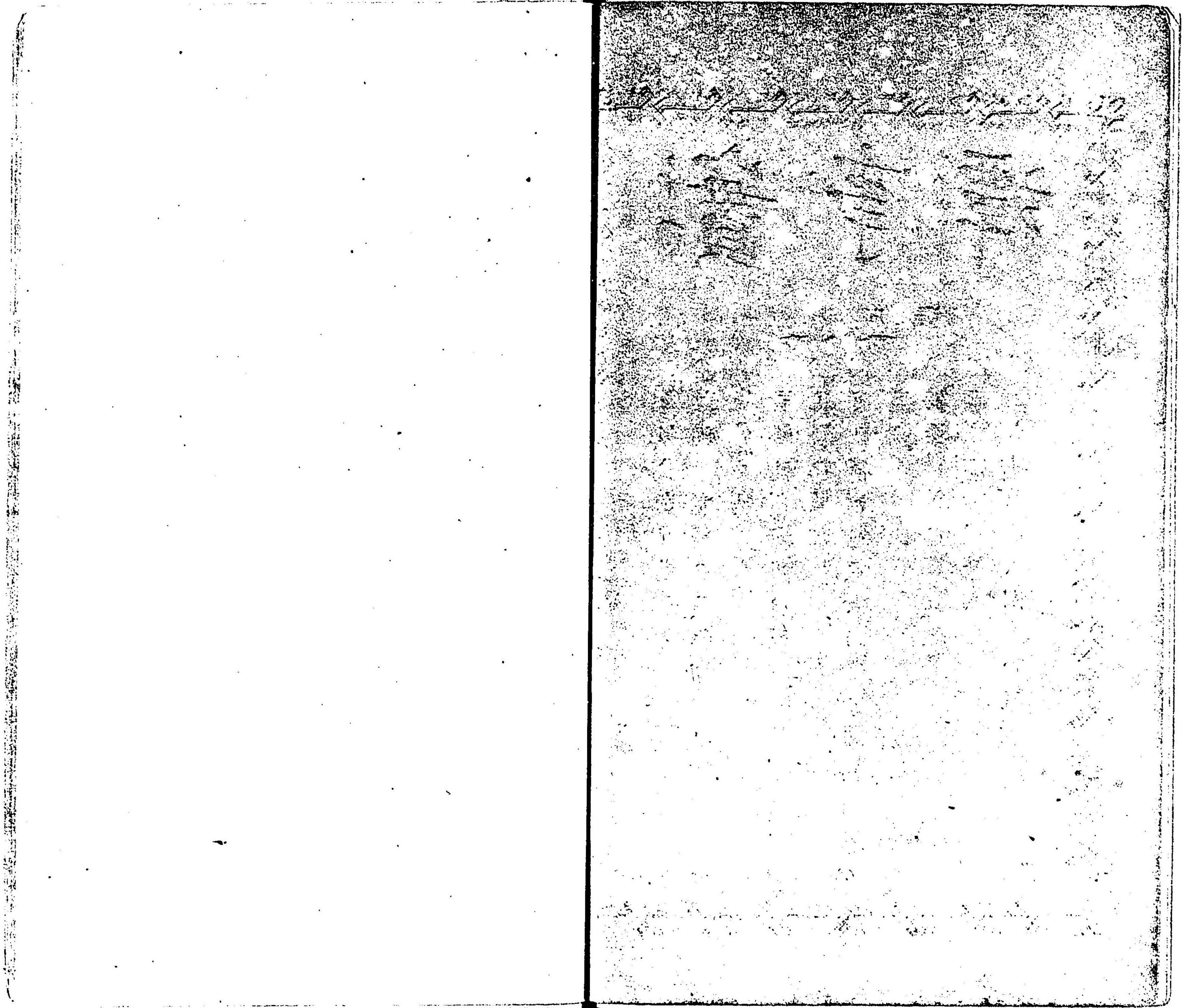
東京三島町

同 山中市兵衛

實事潭

編 四 十 二

- 義經千本櫻の内彌助及び鮎屋おと
- 宇都宮釣天井の實說 (二十三編の續終り)
- 江島の實說 (二十三編の續)
- 忠臣講釋の内矢間重太郎同喜内の實說
- 實說
- 袈裟御前の實說
- 國定忠二の實說
- 十木傳藏唐人殺しの實說



實事譚第二十四編

○そろり新左衛門の實説

そろり新左衛門といふ者世に名高く其言行なりとて人口
に膾炙するもの多しされども後人の作設けたると覺しき
もの多ければ今一二取るべきもの之を記すれば續扶桑隱逸
傳に蘇呂里といふ者いつれの所の人といふとを知らず或
ハ參河國の士なりといふその人となり聰敏にして和歌を
よくす平常好て閑室に居り嘗て心を動かさず家お朝夕の
儲なけれども晏如たり豊臣大関に事へ力を盡せて軍事を
謀議せると凡そ三十餘年なり太閤時として恐りまふと
あれバ恐りを和げ又愁ひたまへバ愁をなぐさむ將滑稽戲
謔を以て常とす蘇呂里ある時おもへらく大名の下以て久

く居りがたしといふ語あり故に漢土の范蠡は湖水に跡をかくして住家をもかへ姓名をも改めて名を天下に成せり我もまた山里に隠れて自から耕さんとて云々と記せり是れにて其人の出處ははゞ知れぬ又塚鑑にも新左衛門の事を記しありこれを參觀するときはいやすく其人をつまびらかにするを得べし其趣は鼠樓栗新左衛門は南莊目口町なる浄土宗の寺に借地して住める刀の鞘師にて細工お名譽を得たり彼が造りたる鞘に刀をさし入るにそろりと鞘のよく合ふゆゑに世に異名してそろりといひけり今云是れよて其稱の出所は詳なり玄からバ氏は別にあるべし後に太閤に召出されたりその人細工に巧手なるのみならず懸河の辨を以て戲謔を専とすの、れば鼠樓栗が話と

て世人あまねく言傳へたゞ鼠樓栗臨終のみざり太閤より上使を賜はり何も望まはなきとの尋ねりける時に別に望まもこれなし若し冥府に在すは一門中へは書にても遣はされぬは片便りに侍れども届けや上ぐべしと上聞に達しよまはれといひけるとかやかゝるとりまでも滑稽のやまざりけりたゞ言語の巧あるのとならず詩歌をも好み志いと艶しかりき又關白秀次に伺候の時床飾にありし士峰石を詠すべきよし命よりて

千里飛來入坐間。自今何用在東關。不知山魄化成石。士嶺無端拈出看。

近江路やか富士のひるし出どころ
うしや小富士のくにのこりて

四とありかゝれば尋常の滑稽者流に陥らず文事にも通せる
士なり彼の世に樽高き新左衛門請ふて豊太閤の耳を呷め
しなどいふ事はいかゞあや

○義經千本樓の内彌助熊屋おさとの實録
「義經千本樓」といふ浄瑠璃は竹田出雲三好松洛並木千柳等
の合作にて延享四年始めて大坂竹本座に於て興行せしが
今に至るまで世に傳はり兒女等にいたるまで能く其趣を
知れり今其中に作れる人物の實説を記さむ先づ彌助お
さど、いふ者の事を作り出せる原なりと思はるゝの明良
洪範後編に紀州家の士佐藤何某は好古の人にて所々遊歴
して筆記するところいと多かりその人の談しお紀州は元

來山多くして遊翫も容易からず太平の化によりて年々道
もひらけける熊野の山中に平家の後胤ひそまり居るよし
かねて聞及びしゆゑ或時用意して尋ねけるに熊野より那
智の瀧壺へ行く道十町ばかりも手前より脇へ入りて半道
ばかりも行ば藤の館といふところなり山河のみなざり落
る流れ前後にめぐりたる中に島の如き山ありこの所を領
するものも清水清左衛門といふこれの小松重盛の嫡孫盛
朝臣の後胤ありと傳へさり此清左衛門方にてその來由
を問ふに元暦の昔維盛卿熊野に入りて郎黨三人と山深き民
家に來り隠れ居らんとを頼みしに主人思ふやう我家にて
の心もどなしたて清水清左衛門といへる富家のもとに連
れ行てかくとすけるに清水清左衛門といへる富家のもとに連

五

六 ひしが猶この所も里近しとてそれより此地を見立て隠家
とし養ひ置けりあるにそれ三人のもの何れも平家の家
人なりと申せどもその中の一人は尋常の者とい見えずい
かにも貴人と思はれしゆゑ清左衛門一人の娘を妻と
せしにほどなく男子出生しけるこの時に至つてかの入
やう我こそ小松維盛なりとてむかしの事どもくはしく語
られけるに清左衛門聞てかねて斯ゆらんとこそおもひた
れ此上はいつまでかやうお隠れはてたまふべき時節ゆら
ば名をもわけ身をも立たまはん事なきにあらずこのま
にていふかざるべからずとて夫より甲冑をはじめ武器ども
を用意してありけりその時に造りし兵具等今もなほ持傳
ふその器をも見しにみなく平氏の紋付たりその子孫連

綿し代々清水清左衛門と稱せりまかるに何代めにや元龜
年中の頃にか兄弟二人ありてその弟なる者は心猛き性質
なりしかば當時亂世なれば今この時に乘して事を起し家
名をいこさばやと思ひて兄に此よしをゆければもさらに
同意なかりしゆゑまからば某一人なりとも事をはからん
とて暇乞して立出で所縁ありし同國日高郡に至り小松彌
助と名乗り郷民等を驅り集めて終に万石に及ぶまで領せ
しとなりその後慶長の末にや東照宮この事を聞き召て家
柄の者なりとてそのまゝに安堵せられしかば今に家富と
榮之近郷の人は小松殿と稱するよしされどもこの彌助が
家にハ武器その外の調度の類古物とていなし兄の清左衛
門方ハハ傳來の古器多く遣れり今に藤の館を領せりこの

七

十 受けそれより高野山に登りて僧とありしがその時二十五歳ありし趣を記したりされば實のおさといふ者の維盛とい遙に年代も距りてさらに縁あるものを知るべし

○宇都宮鈞天井の實説 (二十三編の續き)

まかるよ出羽國山形の城主最上出羽守義元の孫最上源五郎義俊家來出入の事につき領地を召上らる此昨出羽受取の檢使として本多上野介正純に彼地へ赴くべきよし幕府より命ありこれよりて上野介何の心もなく山形へ赴けど其跡にて幕府より人を宇都宮お遣はして上野介の家人をも少しも動すことなく嚴しく命を下し遂に城を受取りける其後上野介出羽より歸りければ何となく領地を召上げ

出羽の由利へ流罪を命せられしといふ是は同年八月のとなりき

此の一事の講談師などいふめる者も常に説き又演戯にても仕組まぬれども何れも例の附會の説多し就中正純將軍を弑せんと謀りしを三代將軍家光公の時ありとるの年代違へて甚しき誤りあり右に記する所を見て悟るべし

(をばり)

○江島の實説 (二十三編の續き)

一十 去程よ科人をバ一旦揚屋へ送られそれより老中留守居目付等打寄りて評定あまかくて評定所へ江島をばじめ新五

郎等を呼出して尋ねに及ばる、お各々詐りて役者ども
儀なれば棧敷まで罷出で酒の相手はばりたれども
不義とてい仕らすといふ又交竹院六左衛門も芝居見物の
取持はいたしつれども其餘の事の存せずとて罪を伏せず
因て目附久留十左衛門に命し徒目附小目附を引連れ
留守居の立會にて江島の諸道具を封印なし置きたるを改
めて闕所や渡され右闕所の内にて手道具反古書状等類
の証據とあるべきものを取集めて持歸り又其日本挽町へ
も徒目附森永小次郎畔柳半左衛門町與力同心目明を遣し
て山村長太夫の家宅并に芝居とも闕所や渡されしが此時
二階坐敷へ棧敷よりの忍道もわらはれける且新五郎の居
宅も闕所とありしよ是の自身は所有にて估券凡そ八百五

十兩やとあり其外の諸道具も價貴きもの多加しよし柄
屋善六出羽屋源七の居宅も檢べの上同トく闕所となりぬ
かくて諸芝居の役者野郎を大抵呼出され町奉行所にては
城女中の相手となりたる儀のこれさやと吟味あるあた
ゞ一通り酒の相手に出さるのにて別に深き仔細もあら
ざれば是れらの一應の調のにて何れも釋されけり扱老
中等立會のうへにて彼の持歸りたる江島の道具中より反
古状類を取出し披見するに果して生島新五郎瀧井半四郎
の状ゆり何れも書散らしたる艶めかしき文体なり因て再
び江島らを呼出して右の状を差示し是れにても尙ほ少譯
ゆりやと詰めらるゝに江島等今は包むおよしなく遂に
罪にぞ伏しける

一書に一同白状せず老中以下打寄りて評議あるに一人
 進み出て役者共は拷問にもかけて問落すべきなれども
 女等をバ木馬おもひけられずかゝる科人を吟味するよ
 り現責に上超すものあるべからずといふ何れも此儀玄
 かるべしとして其事に決り因て老年の徒目附小人目附數
 人に命を下し右の者一同揚屋へ詰め江島らを嚴重に守
 り食事を一飯毎に一合より與へず其上にて夜の眠に就
 かしめずもし眠らんとすれば引起して密通の趣をゆさ
 れよくと三日ほど責めければ心懣めて白状せず玄
 かれどもあつて五六日に及びけるに身体大につかれ精
 神もうつゝになりしにや江島たどへ命は捨るとも生島
 のためなれば惜しと思はず此事はいのに責めらるゝと

もやすままと譚語の如くあひひしかバ番は徒目附より
 此事を披露お及びけるに此上は責むるにかよはず大功
 なる科人なれば一兩日そのまゝ、寐かせ置くへしとてそ
 れより暫らく休ませたるうへにて吟味にかゝられしよ
 しを記せりされども聊か疑はしき所もあれバ姑く記し
 て以て参考に供す
 因て最早や詮議は是れまでなり此上は罪の輕重によりて
 刑に行はるべしとて其日の評定は相濟まけるかくて三月
 五日評定所へ江島以下を出召して先づ江島へ其方事目
 鏡を以ては年寄役仰付られ大勢の女中を支配いたそとこ
 ろ年來身持よろしからず不屈の儀につき急度御仕置にも
 仰付らるべきの所は慈悲を以て内藤駿河守領地へ永遠流

仰付らるゝものなりと申渡さる江島不調法の儀いゝやうにも仰付らるべきところ流罪に仰付らるゝ儀冥加至極み餘れりとして退く奥山交竹院金井六左衛門兩人は伊豆の大島へ流され生島新五郎は八丈島へ流さる又中村清五郎も八丈島へ山村長太夫は三宅島へ柄屋善六出羽屋源七は大島へ瀧井半四郎は追放申付られけり此時右の外連座の者一同處刑せられしが其罰文は左の如くなりしと

江島

其方事段々取立罷成重涉奉公相勤多之女中の上お被立置身にて於内々其行正からず申使に罷出折々又宿に寄り度々人之貴賤をも不擇よからぬ者共に相近付中にも狂言座之者共と念頃に馴親其身之行如此なる

而己に非ず傍輩の女中を勸道びき込遊歩行きし事共其罪重々不屈に以得共猶も慈悲之以思召命を被助置永遠流に行る者也

白井平右衛門

其方事於大坂に役相勤し節不法之事有之に付大坂の町人共當地迄罷越度々訴出いと雖も以寛免之御沙汰に糾明を不被遂は役被召放し然る上姉江島事重に奉公相勤し所於内々其行跡不正し事共種々雖是有制止しあも不及或は傾城町へ相伴遊女共に令參會或は狂言芝居へ相伴役者共と參會致し條重犯之罪科不可勝數急度糺其罪被行死罪し者也

豊島平八郎

其方儀姉江島儀ハ重奉公相勤ハ所遊興之場へ相伴ハ
事尤不可然ハ事ハ就中及近來奥山喜内依誘引江島行
跡不正事共多く出来ハを以江島を諫喜内を制ハ事ハ是
有又付其罪を被宥免ハて此度行追放之重科者也

御奥醫師

奥山交竹院

其方事數年近習之涉奉公相勤ハ上ハ表奥之沙汰ハ
不及言江島事重奉公相勤ハ子細相心得罷在ハ者ハ
ハ然に江島事兼より親族之好身として密又令止宿猥に
外人に對面させ遊興之場に令參會ハ事就中弟奥山喜内
娘を以養女に取計刺喜内事江島を誘引して種々亂ケ間
敷事も雖是有制止ハにも不及其姦犯之罪科重ハ然共以

寛宥之御沙汰死罪一等をゆるし永々遠流に被行ハ者也

(此の交竹院は高九百石のものなりしよし)

小普請方

金井六左衛門

其方事表向之ハ奉公相勤ハ所猥に江島に及對面刺狂言
芝居茶屋等に令誘引芝居之者共を召集夜更に至まで酒
宴を催其馳走之料は御用承ハ町人共へと云内柄屋善六
に付付彼善六をも江島へ令參會殊にハ年來其身之行跡
役儀勤方姦曲之罪科重疊にハ雖然以寛宥之御沙汰其罪
を減て流罪に被行ハ者也

(以下二十五編にかゝる)

○ 忠臣講釋の内矢間重太郎同喜内の實説

「太平記忠臣講釋」は假名手本忠臣藏「あつゝきて赤穂人復讐の事を作れる淨瑠璃中にて名高きものなり此中尤も世人のよく知りたるの矢間重太郎と其父喜内といへるもの一段なり此矢間重太郎と作れるの實は間重次郎又た矢間喜内との實の間喜兵衛といふ者の事あり今兩人の實傳を記さむに喜兵衛の名を光延といふ其先近江の蒲生氏より出たり其父左兵衛故移りて淺野家お仕ふ喜兵衛人となり詞少くして誣深かり内匠頭長矩の代にいたりて祿百石に進み馬廻となれり同盟の人々復讐を謀るに及びて原總右衛門堀部彌兵衛及び喜兵衛はいづれも老年にてありし

かバ衆これを重せしといへり後江戸より來り姓名を變して醫とあり柳庄喜齊と稱せり夜討の後人々四家へ預けとなるに及び喜兵衛の細川家より在りけるが人々日々相集りて談話お日を送りけれども喜兵衛のまそく誣みて詞少く雑談などの絶えてせざりしとぞ或る人が何れも皆な勇をふるひ吉良家へ討入れし其志に於ていかはるとなしされども上野介殿をバ問氏の子息が討とめられたるの格別の働きなりと賞めけるに聞く人々も然なりとて稱しけれども喜兵衛のたゞ笑ひしれみにて別に口を聞かざりしといふ切腹の時に臨み喜兵衛一首の歌を詠す其歌にいはいはく
草枕むもふかりねの夢さめて
とこよにかへる春のわけはの